

第1 職員給与の状況

地方公務員の給与については、基本原則として、「職務給の原則」、「均衡の原則」、「給与条例主義」があります。

「職務給の原則」とは、給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならないことであり、「均衡の原則」とは、国や他の地方公共団体、民間企業と均衡がとれた給与制度でなければならないとするものです。また、「給与条例主義」とは、公務員の給与は住民の代表である議会において条例で決定されることです。

給与制度が上記の基本原則に沿って運用されているかどうかについては、住民に対する説明責任を果たすため、地方公共団体給与情報等公表システムにより給与に関する情報を公表することとされていることから、県内の全市町村は当該団体のホームページ上で公表しているところです。

本稿では、平成25年地方公務員給与実態調査（基幹統計）結果及び給与関係調査結果についてその概要を紹介するものです。

1 給与構造と退職手当構造の見直し状況等

国家公務員の給与については、地域における国家公務員給与の水準の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした「給与構造の抜本的な改革」が平成18年4月から実施されています。この内容を踏まえ、地方公務員の給与については、均衡の原則から給与構造の見直しを行うことが求められ、県内の全ての市町村及び一部事務組合が給与構造の見直しを行っています。

また、国家公務員給与については、平成25年8月の人事院勧告において、給与減額措置終了後に俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手し、早急に結論を得るべく検討するとされたところです。また、平成25年11月15日の閣議において、国家公務員の給与については、給与体系の抜本的改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すため、人事院に対し、早急に見直し内容の取りまとめるよう要請するとともに、この見直しの動向に鑑み、地方公務員の給与についても地方の意見を聞きつつ検討するとされたところです。今後、国の動向に留意する必要があります。

国家公務員の退職手当については、平成18年4月から退職手当構造の見直しが実施され、また、平成25年1月から官民較差の解消等を図るため、支給水準（調整率）の段階的引き下げが実施されていますが、県内の全ての団体が見直しを行っています。

給与構造の見直しの主な内容

- 給料表の水準の引き下げ・フラット化
- 調整手当を廃止し、地域手当を制定
(対象地域は、和歌山市と橋本市)
- 級の構成及び号俸の分割
- 昇給制度（普通昇給と特別昇給）の統合
- 昇給時期の統一
- 枠外昇給制度の廃止
- 55歳昇給抑制措置の導入

退職手当構造の見直しの主な内容

- 支給率の見直し
- 退職手当の調整額の導入
- 給与月額減額に係る基本額の特例の導入
- 調整率の段階的引き下げ（H25.1～）

2 平均給与月額

(1) 平均給料月額

県内市町村、一部事務組合職員の平均給与月額（平均給料月額に諸手当の平均月額を加えたもの）については、388,968円で、対前年比380円の増加となっています。平均給料月額については、317,177円で、対前年比1,191円の減少となっています。

(2) 諸手当

県内市町村、一部事務組合における全職種の諸手当（期末・勤勉手当を除く。）の平均月額は全団体では71,791円であり、平均給与月額388,968円に対する割合（以下括弧内は同様）は18.5%となっています。

諸手当の増加については、特殊勤務手当及び超過勤務手当の増加が主な要因となっています。

表1 市町村・一部事務組合 平均給与月額の概要

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 県内市町村・一部事務組合の全職種における平均給与月額 388,968円（平均年齢42.3歳）（平成25年4月分支給額） </div>					
【職種別平均給与等の状況】					
平成25年4月分支給額			（単位：円、歳）		
職種区分	職員数(人)	平均給与月額 ※1	平均給料月額	平均諸手当月額 ※2	平均年齢
全職種	13,733	388,968	317,177	71,791	42.3
うち(一般行政職)	5,911	379,841	322,467	57,374	43.0
うち(技能労務職)	743	365,489	313,309	52,180	48.4
（参考）平成24年4月分支給額					
全職種	13,832	388,588	318,368	70,220	42.4
うち(一般行政職)	5,912	381,999	324,844	57,155	43.2
うち(技能労務職)	807	362,044	311,791	50,253	48.0
【団体区分別平均給与等の状況】					
団体区分	職員数(人)	平均給与月額 ※1	平均給料月額	平均諸手当月額 ※2	平均年齢
市町村	11,168	388,748	321,862	66,886	42.5
一部事務組合	2,565	389,927	296,779	93,148	41.1
※1 平均給与月額＝平均給料月額＋平均諸手当月額 ※2 諸手当の内容・・・扶養、地域、住居、通勤、特殊勤務、管理職、時間外勤務、宿日直手当等					

3 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、国を100とした場合の地方公共団体の水準を指数で示したものです。

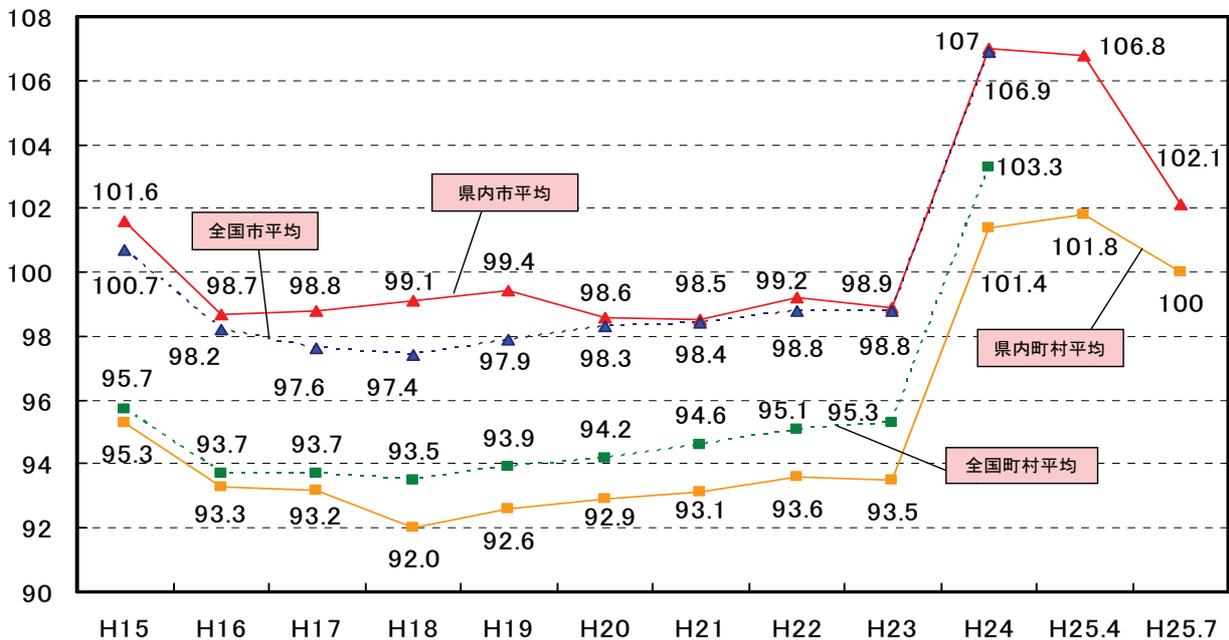
県内市町村におけるラスパイレス指数（H25.4.1現在）は、県内市平均106.8（前年比0.2ポイント減）、県内町村平均101.8（前年比0.4ポイント増）となっております。

昨年（平成24年）のラスパイレス指数が大きく上昇した要因は、国家公務員の時限的（H24.4.1から2年間）な給与改定特例法による給与減額支給措置により、国家公務員の給与水準が下がったことによるものです。

なお、平成25年度の地方公務員給与については、平成25年1月に総務大臣から「国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請」されたところです。（詳細は「10 地方公務員の給与減額措置」を参照）

本年は、この要請を踏まえた給与減額支給措置等を反映した「平成25年7月時点のラスパイレス指数」についても算出しており、県内市町村における7月時点の数値（H25.7.1現在）は、県内市平均102.1（H25年4月比4.7ポイント減）、県内町村平均100.0（H25年4月比1.8ポイント減）となっております。

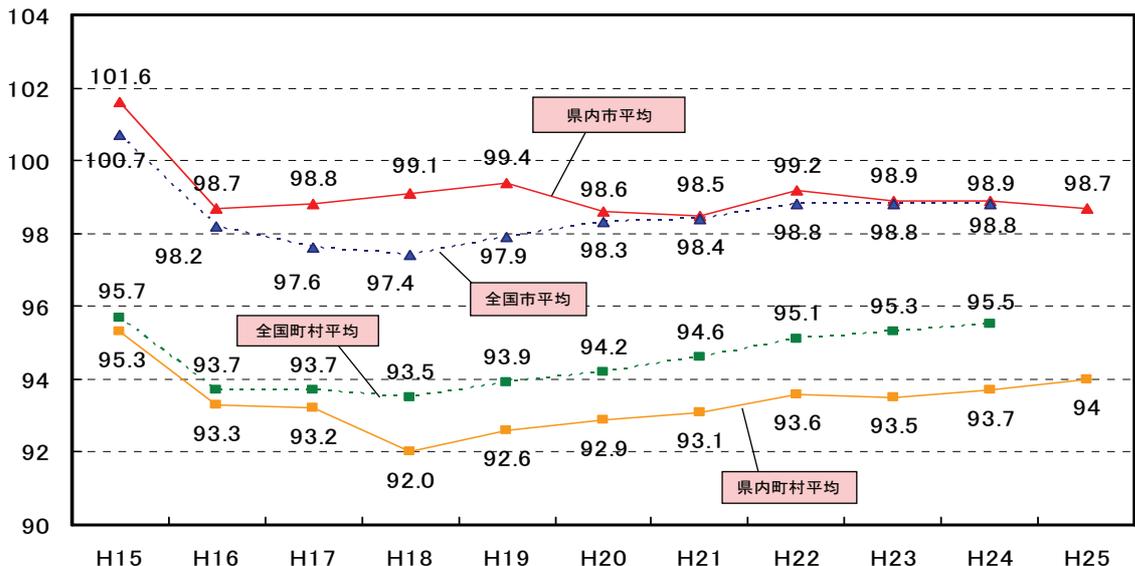
表2 団体区別 ラスパイレス指数の推移（H25は4月1日と7月1日時点に掲載）



※平成25年の全国数値については、本冊子作成時点において未公表のため、記載していません。

また、昨年同様、本年についても参考値として国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の数値を算出しています。県内市町村における参考値（H25.4.1現在）は、県内市平均98.7（前年比0.2ポイント減）、県内町村平均94.0（前年比0.3ポイント増）となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

表3 団体区分別 ラスパイレス指数 (H24 及び H25 は参考値) の推移



※平成 25 年の全国数値については、本冊子作成時点において未公表のため、記載していません。

4 高齢層職員の給与の状況

国家公務員における高齢層職員の昇給抑制措置（標準の勤務成績における昇給基準が、一般職員 4 号給に対し 55 歳を超える職員については 2 号給）は、平成 18 年 4 月からの給与構造の見直しに併せて導入されました。平成 24 年の人事院勧告において、50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、平成 25 年 1 月からの昇給・昇格制度の見直しについて示されたところです。その結果、国においては、平成 25 年 1 月から昇格制度について、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するとともに、平成 26 年 1 月から昇給制度について、55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止にするなどの抑制措置が講じられたところです。

平成 25 年 4 月 1 日現在において、県内市町村の一般行政職における高齢層職員の昇給・昇格制度の抑制状況は、全市町村において抑制措置が講じられています。そのうち、昇給制度については、3 団体において国と同じ見直しを実施されており、残り 27 団体については、国の見直し以前の制度である「標準の勤務成績で 2 号昇給」となっています。昇格制度の見直しについては、16 団体において国と同様の見直しを実施されています。

昇給・昇格制度の見直しについては、均衡の原則から、国の取扱を踏まえ実施する必要があります。

表4 高齢層職員の昇給・昇格制度の状況（一般行政職）

	抑制措置無	抑制措置有									
		対象となる職員 (一般行政職)			昇給制度				昇格制度		
		国と同じ	国と異なる	対象職員 (国：55歳を超える職員)	国と同じ	国と異なる	抑制内容 (国：標準の勤務成績で昇給停止)	国と同じ	国と異なる	抑制内容 (国：高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減)	
県内市町村	0	30	0	3	27	標準の勤務成績で 2 号昇給	16	14	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない。		

※「国と同じ」とは、国における55歳を超える職員（一般行政職）の昇給制度又は昇格制度と同じ場合を記載

5 特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料表の適用、給料の調整額で考慮することが、勤務の態様から適当でないと認められる場合に、その勤務の実績に応じて支給される手当」です。

平成25年4月1日現在で、県内の市町村及び一部事務組合の特殊勤務手当は、全体で436手当となっており、市町村で342手当、一部事務組合で94手当となっています。

市町村の特殊勤務手当を内容別に分類してみると、「A区分」（国が人事院規則で措置しているものと同様の手当）が119手当、「B区分」（A区分以外で国がその職務に対して給料表等他の何らかの措置をしているものと同様の手当）が33手当、「C区分」（A区分及びB区分以外の手当）が190手当となっています。県内一部事務組合の特殊勤務手当の内容別の分類は「A区分」が11手当、B区分が8手当、C区分が75手当となっています。

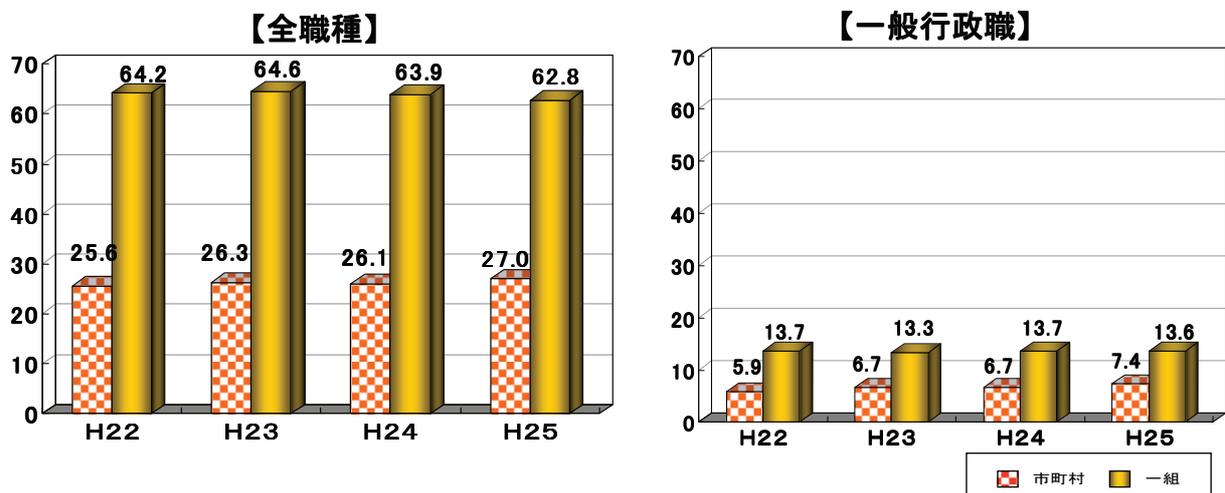
平成25年度の全職種における支給職員の割合は、県内市町村が27.0%、県内一部事務組合が62.8%となっています。割合の推移については、全職種、一般行政職いずれも横ばいとなっています。なお、市町村に比べて、一部事務組合の方が支給職員の割合が高いのは、消防職、医師等といった対象職員が多いためです。

特殊勤務手当の見直しについては、従前より市町村、一部事務組合において実施していますが、引き続き、手当の対象となる業務の特殊性、支給対象、支給基準等を精査し、制度の趣旨に合致しないものについては、適正化を図る必要があります。

表5 特殊勤務手当の種類

	A区分	B区分	C区分	計				
				25年	24年	23年	24→25	22→25
市町村	119	33	190	342	334	334	8	8
一組	11	8	75	94	96	97	▲2	▲3
計	130	41	265	436	430	431	6	5

表6 特殊勤務手当の支給率の推移



6 期末・勤勉手当

平成24年度の支給月数は、県内全ての市町村及び一部事務組合において3.95月となっており、国家公務員と同様の支給月数となっています。

表7 期末・勤勉手当の支給月数（平成24年度）

一般職員		6月期	12月期	計
24年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.90月	2.05月	3.95月

（参考）平成23年度支給月数

一般職員		6月期	12月期	計
23年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.90月	2.05月	3.95月

7 人事評価システム

国家公務員については、改正国家公務員法が平成21年4月に施行され、人事評価制度が本格実施されています。

地方公務員については、現行の地方公務員法において「勤務評定」の制度が規定されており、県内市町村における平成24年度の勤務評定の実施状況は、73.3%となっています。

人事評価制度は、公正な能力評価、実績評価に基づいた任用管理や給与上の処遇への活用、さらには人材育成にも活用できるものであるため、積極的な取組が期待されます。

なお、人事評価制度の導入のための地方公務員法の改正が予定されているため、今後、国の動向に留意する必要があります。

表8 勤務成績の評定の実施状況（平成24年度）

	団体数	実施団体数	実施率
県内市町村	30	22	73.3%

8 給与・定員管理等の公表

職員給与等の公表については、団体間の比較分析を可能とする「地方公共団体給与情報等公表システム」が平成18年3月から運用開始されたところであり、平成18年6月に施行した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、「地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする」とされるなど、地方公共団体自らが、給与・定員管理について、住民の理解と協力を得ながら適切に対応することが求められているところです。

平成25年4月1日現在、県内全市町村が公表済みです。

9 給与のわたり

わたりとは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付けを行うこと
- ② ①のほか、実質的にこれと同一の結果となるよう級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することです。

平成21年度から総務省において実態調査が行われておりますが、平成24年4月1日現在、全国85団体で「わたり」の制度があることが分かりました。

なお、県内では「わたり」の制度がある市町村はありません。

※平成25年4月1日現在の全国調査結果は、本資料作成時点において未公表。

10 地方公務員の給与減額支給措置

国家公務員の給与については、平成24年2月に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（給与改定・臨時特例法）が成立し、平成24年4月1日から2年間、平均7.8%の給与減額支給措置が行われています。

平成25年度の地方公務員給与については、平成25年1月24日の閣議決定において「国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」とされ、同年1月28日付けで総務大臣通知及び書簡が発出されたところです。また、平成25年の地方財政対策においては、地方公務員の給与減額支給措置を前提とした地方交付税の削減が行われることとなりました。

これらの国の要請等を踏まえた県内市町村の給与減額支給措置の取組状況については、平成25年7月1日現在において、県内市町村一般職員（教育長を除く）については、県内市町村30団体のうち90%にあたる27団体が「現時点で国と同等の給与水準抑制済として新たな取組は不要と判断」若しくは「国の要請等を踏まえた給与減額を実施」となっています。

内訳としては、「現時点で国と同等の給与水準抑制済」とした団体が6団体で、いずれの団体

も平成24年のラスパイレス指数が100を下回っています。また、「国の要請等を踏まえた給与減額を実施」した団体が21団体となっております。

なお、県内市町村の特別職については、従前からの給与減額措置を含めると、市町村長の給与減額を実施している団体が22団体で、副市町村長の給与減額を実施している団体が19団体となっております。

また、国家公務員の給与減額支給措置については、平成26年3月31日付けをもって終了することとされ、平成25年11月15日付け総務副大臣通知において「平成26年度の地方公務員給与に関して減額要請を新たに行うことは予定していない」とされています。

表9 一般職員（教育長除く。）の実施状況（平成25年7月1日現在）

	現時点で国と同等の給与水準抑制済 ①	国の要請等を踏まえた給与減額を実施 ②	合計 ①+②	給与減額を未実施 ③	団体数
県内市町村	6 (20.0%)	21 (70.0%)	27 (90.0%)	3 (10.0%)	30

※「現時点で国と同等の給与水準抑制済」とは、取組時点で国の特例減額と同等の給与水準の抑制がされていることから新たな取組は不要と判断した場合。

参考：国家公務員（一般職給与法適用者）の給与減額措置の主な内容

1. 俸給月額	
① 本省課室長相当職員以上（指定職、行（一）10～7級）	▲9.77%
② 本省課長補佐・係長（行（一）6～3級）	▲7.77%
③ 係員（行（一）2、1級）	▲4.77%
その他の俸給表適用職員については、行（一）に準じた支給減額率	
2. 俸給の特別調整額（管理職手当）	一律▲10%
3. 期末手当及び勤勉手当	一律▲9.77%
4. 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末・勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出	
※国の行政職（一）俸給表適用者における諸手当を含めた年収における平均減額割合は7.8%	

表10 特別職（市町村長、副市町村長）の実施状況（平成25年7月1日現在）

	市町村長						副市町村長					
	実施	実施			未実施	団体数	実施	実施			未実施	団体数
		国の要請等を踏まえて実施	従前より給与減額を実施	うち更に減額率を見直して実施				国の要請等を踏まえて実施	従前より給与減額を実施	うち更に減額率を見直して実施		
県内市町村	22	12	10	3	8	30	19	12	7	2	10	29

※「副市町村長」欄中「団体数」欄については、北山村において副村長に対する支給規定がないため、29団体としています。

参考：国家公務員（特別職給与法適用者）の給与減額措置の主な内容

1. 俸給月額等	
① 内閣総理大臣	▲30%
② 国務大臣クラス、副大臣クラス	▲20%
③ 大臣政務官クラス等（②以外のもの）	▲10%
2. 期末手当	
① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス俸給月額の支給減額率と同じ	
② ①以外の者	一律▲9.77%

第1 給与関係

1 職種別 市町村・一部事務組合 平均給与月額

(平成25年4月給与 単位：円、歳)

職種区分	市町村				一部事務組合			
	人数	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢	人数	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢
全職種	11,168	388,748	321,862	42.5	2,565	389,927	296,779	41.1
うち（一般行政職）	5,624	381,873	323,751	42.9	287	340,023	297,295	43.4
うち（税務職）	470	365,246	294,179	38.9	—	—	—	—
うち（医師・歯科医師職）	75	1,217,195	544,435	43.8	170	1,180,159	512,510	43.3
うち（薬剤師・医療技術職）	142	358,549	292,967	38.4	258	338,764	287,241	39.8
うち（看護・保健職）	634	363,044	308,934	40.8	1,090	344,435	285,378	38.5
うち（福祉職）	888	335,151	312,418	43.0	162	279,233	243,945	42.7
うち（消防職）	1,154	395,584	314,865	39.7	309	389,084	315,848	42.8
うち（企業職）	1,184	436,310	331,421	41.8	—	—	—	—
うち（技能労務職）	605	372,792	316,359	48.5	138	333,472	299,938	48.0
うち（高等学校教諭職）	63	439,002	394,460	47.0	—	—	—	—
うち（小・中学校（幼稚園）教諭職）	179	352,091	323,018	42.6	—	—	—	—
うち（その他の教育職）	89	424,406	393,487	48.4	—	—	—	—
うち（臨時職員）	45	214,256	214,256	50.6	151	183,321	166,352	43.9

※各職種区分の分類は、それぞれの国の俸給表の適用を受ける者に相当する職員によるものです。

※平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものです。

※主な職種（20人以上）について記載しています。

(参考 平成24年)

職種区分	市町村				一部事務組合			
	人数	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢	人数	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢
全職種	11,241	389,853	323,732	42.7	2,591	383,100	295,095	40.8

2-1 市町村支給職員1人当たり平均給与月額（全職種）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	職員数 (人)	平均給料 (a)	(b)=1+2+3			諸手当 (b)	平均給与 (a)+(b)	平均年齢 歳
			生活給の給与 ※1	職務給の給与 ※2	超過給の給与 ※3			
和歌山市	2,959	3,307	336	130	294	760	4,067	42.9
海南市	714	3,220	179	175	164	517	3,737	42.0
橋本市	895	3,334	303	273	379	955	4,289	41.9
有田市	454	3,265	159	279	265	702	3,967	42.6
御坊市	324	3,240	182	53	187	421	3,661	42.8
田辺市	877	3,318	241	105	306	652	3,970	42.9
新宮市	642	3,411	202	619	375	1,196	4,607	42.3
紀の川市	597	3,371	191	132	243	566	3,937	44.2
岩出市	322	2,972	151	141	300	592	3,564	41.4
市計	7,784	3,298	260	194	290	744	4,042	42.7
紀美野町	209	3,032	182	149	81	412	3,444	44.3
かつらぎ町	225	3,143	162	70	333	565	3,708	42.8
九度山町	87	3,197	183	112	203	498	3,695	44.9
高野町	131	2,992	193	132	152	477	3,469	44.1
湯浅町	145	2,898	134	49	161	345	3,243	41.9
広川町	88	2,931	168	27	136	330	3,261	38.7
有田川町	376	3,201	217	68	240	524	3,725	43.3
美浜町	89	2,979	127	45	297	469	3,448	40.3
日高町	89	3,304	155	46	102	303	3,607	45.4
由良町	84	2,994	182	52	133	367	3,361	44.0
印南町	91	2,920	172	73	31	276	3,196	45.3
みなべ町	136	3,080	200	110	133	443	3,523	43.4
日高川町	197	3,045	235	97	170	502	3,547	44.5
白浜町	351	2,857	201	56	151	408	3,265	39.6
上富田町	120	3,019	147	61	65	273	3,292	41.1
すさみ町	132	3,114	177	168	112	457	3,571	42.9
那智勝浦町	313	3,039	202	227	238	667	3,706	39.7
太地町	63	3,001	136	120	60	316	3,317	43.7
古座川町	63	2,899	182	442	279	903	3,802	39.5
北山村	24	2,994	163	68	53	283	3,277	43.2
串本町	371	3,011	185	246	289	720	3,731	41.2
町村計	3,384	3,037	186	121	188	495	3,532	42.2
市町村計	11,168	3,219	238	172	259	669	3,887	42.5

※1＝生活給の給与（扶養、地域、住居、通勤、単身赴任）

※2＝職務給の給与（初任給調整、特殊勤務、管理職、義務教育）

※3＝超過給の給与（時間外、宿日直、管理職特勤、夜間、休日）

2-2 一部事務組合職員1人当たり平均給与月額（全職種）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	職員数 (人)	平均給料 (a)	(b)=1+2+3			諸手当	平均給与 (a)+(b)	平均年齢 歳
			生活給的給与 ※1	職務給的給与 ※2	超過給的給与 ※3			
和歌山県市町村総合事務組合	4	*	*	*	*	*	*	*
国民健康保険野上厚生病院組合	214	3,029	225	680	203	1,108	4,137	40.8
那賀児童福祉施設組合	6	2,726	116	0	106	222	2,948	43.3
那賀老人福祉施設組合	27	3,016	109	11	156	277	3,293	49.2
公立那賀病院経営事務組合	347	2,976	185	636	465	1,286	4,262	36.8
那賀衛生環境整備組合	14	3,057	204	171	99	474	3,531	44.9
橋本伊都衛生施設組合	13	3,277	296	157	17	470	3,747	47.4
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	52	2,583	202	38	154	394	2,977	44.6
有田衛生施設事務組合	13	2,962	229	38	221	489	3,451	46.3
有田聖苑事務組合	1	*	*	*	*	*	*	*
御坊市日高川町中学校組合	1	*	*	*	*	*	*	*
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	361	3,174	149	588	236	973	4,147	41.8
御坊日高老人福祉施設事務組合	201	2,188	122	10	106	239	2,427	41.7
公立紀南病院組合	669	3,185	241	652	486	1,379	4,564	39.5
紀南地方老人福祉施設組合	37	2,555	191	59	76	326	2,881	44.3
串本町古座川町衛生施設事務組合	4	*	*	*	*	*	*	*
大辺路衛生施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*
紀南学園事務組合	8	2,898	134	0	454	588	3,486	42.9
紀南環境衛生施設事務組合	5	3,238	244	0	392	636	3,874	44.9
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	72	2,054	73	16	124	213	2,267	45.8
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	6	3,452	175	147	53	375	3,827	46.3
紀南地方児童福祉施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*
新宮周辺広域市町村圏事務組合	2	*	*	*	*	*	*	*
御坊広域行政事務組合	47	3,158	223	104	57	384	3,542	46.8
田辺周辺広域市町村圏組合	1	*	*	*	*	*	*	*
上大中清掃施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*
海南海草老人福祉施設事務組合	52	2,070	138	17	211	366	2,436	39.9
有田郡老人福祉施設事務組合	14	2,653	152	21	59	233	2,886	40.3
那賀消防組合	130	3,133	210	208	309	727	3,860	40.8
有田周辺広域圏事務組合	44	3,003	181	112	83	375	3,378	43.6
田辺市周辺衛生施設組合	2	*	*	*	*	*	*	*
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	8	2,322	50	37	0	87	2,409	47.1
富田川衛生施設組合	9	3,086	96	0	0	96	3,182	54.6
海南海草環境衛生施設組合	3	*	*	*	*	*	*	*
伊都消防組合	56	3,178	265	100	322	687	3,865	42.9
湯浅広川消防組合	36	2,924	266	224	288	778	3,702	41.9
五色台広域施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*
日高広域消防事務組合	87	3,281	285	160	306	751	4,032	46.1
橋本周辺広域市町村圏組合	3	*	*	*	*	*	*	*
一組計	2,565	2,968	197	427	307	931	3,899	41.1

（注）個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満の場合、各欄をアスタリスク（*）としています。

※1＝生活給的給与（扶養、地域、住居、通勤、単身赴任）

※2＝職務給的給与（初任給調整、特殊勤務、管理職、義務教育）

※3＝超過給的給与（時間外、宿日直、管理職特勤、夜間、休日）

2-3 一部事務組合職員1人あたり平均手当額（全職種）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	管理職手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
和歌山県市町村総合事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
国民健康保険野上厚生病院組合	164	196	174	111	0	771	320	105	629	0	117	10
那賀児童福祉施設組合	228	0	25	36	0	0	0	127	0	0	0	0
那賀老人福祉施設組合	205	0	139	29	0	0	300	184	150	0	143	0
公立那賀病院経営事務組合	192	141	192	60	0	615	416	375	295	88	417	0
那賀衛生環境整備組合	186	0	189	33	0	94	363	115	0	0	0	175
橋本伊都衛生施設組合	183	111	0	46	0	85	361	44	0	0	0	0
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	188	87	221	42	0	50	210	29	134	0	273	0
有田衛生施設事務組合	232	0	188	56	0	0	250	96	0	0	0	266
有田聖苑事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市日高川町中学校組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	190	0	251	67	0	746	333	198	222	0	141	0
御坊日高老人福祉施設事務組合	226	0	262	50	0	0	211	45	232	0	249	0
公立紀南病院組合	164	727	257	39	267	850	294	558	405	0	127	5
紀南地方老人福祉施設組合	189	0	171	81	0	67	196	50	208	0	171	0
串本町古座川町衛生施設事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
大辺路衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
紀南学園事務組合	200	0	0	95	0	0	0	251	324	0	0	0
紀南環境衛生施設事務組合	159	0	270	63	0	0	0	490	0	0	0	0
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	203	0	245	48	0	60	80	0	284	0	277	0
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	188	0	0	81	0	80	202	79	0	0	0	0
紀南地方児童福祉施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
新宮周辺広域市町村圏事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊広域行政事務組合	237	0	193	63	0	107	277	65	0	0	184	0
田辺周辺広域市町村圏組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
上大中清掃施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
海南海草老人福祉施設事務組合	180	0	163	70	0	0	216	99	132	0	97	116
有田郡老人福祉施設事務組合	123	0	241	48	0	0	300	118	0	0	0	196
那賀消防組合	203	0	158	49	290	166	483	180	0	0	58	207
有田周辺広域圏事務組合	214	0	118	44	0	180	254	50	0	0	159	0
田辺市周辺衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	120	0	0	53	0	0	298	0	0	0	0	0
富田川衛生施設組合	130	0	12	32	0	0	0	0	0	0	0	0
海南海草環境衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都消防組合	258	0	253	36	0	93	266	202	0	0	66	207
湯浅広川消防組合	258	0	189	34	0	225	327	117	0	0	43	193
五色台広域施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
日高広域消防事務組合	223	0	256	90	0	118	282	131	0	84	102	210
橋本周辺広域市町村圏組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
一部事務組合計	193	351	215	58	269	615	319	308	324	86	168	108

（注1）月額は各手当の支給を受けた職員1人あたりの平均額です。

（注2）個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満の場合、各欄をアスタリスク（*）としています。

2-4 一部事務組合職員の手当別支給割合（全職種）

（平成25年4月支給分 単位：人、％）

	給料 支給 職員数 (人)	扶養 手当		地域 手当		住居 手当		通勤 手当		単身赴任 手当		特殊勤務 手当	
		支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合
和歌山県市町村総合事務組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
国民健康保険野上厚生病院組合	214	99	46.3	14	6.5	45	21.0	192	89.7	0	0.0	160	74.8
那賀児童福祉施設組合	6	2	33.3	0	0.0	1	16.7	6	100.0	0	0.0	0	0.0
那賀老人福祉施設組合	27	10	37.0	0	0.0	4	14.8	12	44.4	0	0.0	0	0.0
公立那賀病院経営事務組合	347	121	34.9	44	12.7	81	23.3	323	93.1	0	0.0	329	94.8
那賀衛生環境整備組合	14	9	64.3	0	0.0	4	28.6	13	92.9	0	0.0	10	71.4
橋本伊都衛生施設組合	13	11	84.6	12	92.3	0	0.0	11	84.6	0	0.0	7	53.8
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	52	23	44.2	43	82.7	3	5.8	42	80.8	0	0.0	2	3.8
有田衛生施設事務組合	13	8	61.5	0	0.0	3	23.1	10	76.9	0	0.0	0	0.0
有田聖苑事務組合	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市日高川町中学校組合	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	361	107	29.6	0	0.0	64	17.7	262	72.6	0	0.0	258	71.5
御坊日高老人福祉施設事務組合	201	50	24.9	0	0.0	16	8.0	180	89.6	0	0.0	0	0.0
公立紀南病院組合	669	274	41.0	73	10.9	149	22.3	545	81.5	13	1.9	498	74.4
紀南地方老人福祉施設組合	37	15	40.5	0	0.0	11	29.7	29	78.4	0	0.0	27	73.0
串本町古座川町衛生施設事務組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
大辺路衛生施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
紀南学園事務組合	8	3	37.5	0	0.0	0	0.0	5	62.5	0	0.0	0	0.0
紀南環境衛生施設事務組合	5	4	80.0	0	0.0	1	20.0	5	100.0	0	0.0	0	0.0
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	72	18	25.0	0	0.0	1	1.4	28	38.9	0	0.0	5	6.9
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	6	3	50.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0	0	0.0	6	100.0
紀南地方児童福祉施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
新宮周辺広域市町村圏事務組合	2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊広域行政事務組合	47	30	63.8	0	0.0	3	6.4	44	93.6	0	0.0	25	53.2
田辺周辺広域市町村圏組合	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
上大中清掃施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
海南海草老人福祉施設事務組合	52	12	23.1	0	0.0	11	21.2	46	88.5	0	0.0	0	0.0
有田郡老人福祉施設事務組合	14	6	42.9	0	0.0	4	28.6	9	64.3	0	0.0	0	0.0
那賀消防組合	130	82	63.1	0	0.0	30	23.1	115	88.5	1	0.8	105	80.8
有田周辺広域圏事務組合	44	22	50.0	0	0.0	13	29.5	39	88.6	0	0.0	16	36.4
田辺市周辺衛生施設組合	2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	8	2	25.0	0	0.0	0	0.0	3	37.5	0	0.0	0	0.0
富田川衛生施設組合	9	5	55.6	0	0.0	7	77.8	4	44.4	0	0.0	0	0.0
海南海草環境衛生施設組合	3	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都消防組合	56	45	80.4	0	0.0	6	10.7	47	83.9	0	0.0	40	71.4
湯浅広川消防組合	36	30	83.3	0	0.0	7	19.4	15	41.7	0	0.0	33	91.7
五色台広域施設組合	4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
日高広域消防事務組合	87	67	77.0	0	0.0	10	11.5	81	93.1	0	0.0	87	100.0
橋本周辺広域市町村圏組合	3	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
一部事務組合計	2,565	1,080	42.1	193	7.5	481	18.8	2,103	82.0	14	0.5	1,611	62.8

（注）個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満の場合、各欄をアスタリスク（*）としています。

(平成25年4月支給分 単位：人、%)

	管理職手当		時間外勤務手当		宿日直手当		管理職員特別勤務手当		夜間勤務手当		休日勤務手当	
	支給職員数	支給割合	支給職員数	支給割合	支給職員数	支給割合	支給職員数	支給割合	支給職員数	支給割合	支給職員数	支給割合
和歌山県市町村総合事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
国民健康保険野上厚生病院組合	69	32.2	59	27.6	41	19.2	0	0.0	94	43.9	52	24.3
那賀児童福祉施設組合	0	0.0	5	83.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
那賀老人福祉施設組合	1	3.7	8	29.6	5	18.5	0	0.0	14	51.9	0	0.0
公立那賀病院経営事務組合	44	12.7	206	59.4	72	20.7	4	1.2	150	43.2	0	0.0
那賀衛生環境整備組合	4	28.6	9	64.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	14.3
橋本伊都衛生施設組合	4	30.8	5	38.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	9	17.3	9	17.3	15	28.8	0	0.0	21	40.4	0	0.0
有田衛生施設事務組合	2	15.4	5	38.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	69.2
有田聖苑事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市日高川町中学校組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	59	16.3	203	56.2	114	31.6	0	0.0	139	38.5	0	0.0
御坊日高老人福祉施設事務組合	10	5.0	125	62.2	11	5.5	0	0.0	53	26.4	0	0.0
公立紀南病院組合	44	6.6	435	65.0	105	15.7	0	0.0	308	46.0	174	26.0
紀南地方老人福祉施設組合	2	5.4	4	10.8	1	2.7	0	0.0	14	37.8	0	0.0
串本町古座川町衛生施設事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
大辺路衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
紀南学園事務組合	0	0.0	8	100.0	5	62.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
紀南環境衛生施設事務組合	0	0.0	4	80.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	11	15.3	0	0.0	6	8.3	0	0.0	26	36.1	0	0.0
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	2	33.3	4	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
紀南地方児童福祉施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
新宮周辺広域市町村圏事務組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
御坊広域行政事務組合	8	17.0	13	27.7	0	0.0	0	0.0	10	21.3	0	0.0
田辺周辺広域市町村圏組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
上大中清掃施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
海南海草老人福祉施設事務組合	4	7.7	19	36.5	11	21.2	0	0.0	37	71.2	35	67.3
有田郡老人福祉施設事務組合	1	7.1	2	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	21.4
那賀消防組合	20	15.4	87	66.9	0	0.0	0	0.0	97	74.6	91	70.0
有田周辺広域圏事務組合	8	18.2	22	50.0	0	0.0	0	0.0	16	36.4	0	0.0
田辺市周辺衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富田川衛生施設組合	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
海南海草環境衛生施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
伊都消防組合	7	12.5	39	69.6	0	0.0	0	0.0	38	67.9	37	66.1
湯浅広川消防組合	2	5.6	28	77.8	0	0.0	0	0.0	30	83.3	30	83.3
五色台広域施設組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
日高広域消防事務組合	13	14.9	58	66.7	0	0.0	5	5.7	71	81.6	54	62.1
橋本周辺広域市町村圏組合	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
一部事務組合計	330	12.9	1,370	53.4	386	15.0	9	0.4	1,118	43.6	487	19.0

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満の場合、各欄をアスタリスク(*)としています。

3-1 市町村支給職員1人当たり平均給与月額（一般行政職）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	職員数 (人)	平均給料 (a)	(b)=1+2+3			諸手当 (b)	平均給与 (a)+(b)	平均給与 (国ベース) ※4	平均年齢 歳
			生活給的 給与 ※1	職務給的 給与 ※2	超過給的 給与 ※3				
和歌山市	1,475	3,343	338	129	297	763	4,106	3,730	43.2
海南市	269	3,266	201	79	137	416	3,682	3,499	42.7
橋本市	332	3,322	288	118	388	793	4,115	3,689	43.5
有田市	149	3,295	149	71	154	374	3,669	3,489	42.9
御坊市	188	3,252	188	65	209	462	3,714	3,476	43.2
田辺市	492	3,428	245	87	252	584	4,012	3,703	44.3
新宮市	238	3,302	208	158	312	679	3,981	3,623	43.8
紀の川市	409	3,394	210	143	235	588	3,982	3,707	43.8
岩出市	190	2,996	171	172	268	611	3,607	3,287	39.9
市計	3,742	3,326	266	119	270	654	3,980	3,652	43.3
紀美野町	115	3,070	182	113	68	363	3,433	3,316	44.3
かつらぎ町	170	3,139	184	82	301	567	3,706	3,348	42.7
九度山町	72	3,231	204	128	219	551	3,782	3,529	44.8
高野町	78	2,948	182	27	49	258	3,206	3,102	44.2
湯浅町	90	2,828	155	57	152	364	3,192	3,021	40.4
広川町	57	2,931	166	34	126	326	3,257	3,102	38.9
有田川町	192	3,261	248	46	225	519	3,780	3,486	43.8
美浜町	60	2,963	148	49	276	474	3,437	3,149	40.2
日高町	60	3,359	167	58	83	308	3,667	3,566	45.1
由良町	53	2,935	215	57	163	435	3,370	3,177	41.9
印南町	67	3,068	183	90	33	305	3,373	3,296	44.8
みなべ町	93	3,174	232	115	157	503	3,677	3,465	44.4
日高川町	127	3,147	261	64	237	562	3,709	3,379	44.8
白浜町	167	2,981	201	50	115	366	3,347	3,174	38.9
上富田町	77	3,058	178	72	76	327	3,385	3,277	41.6
すさみ町	62	3,082	204	63	23	290	3,372	3,326	42.4
那智勝浦町	111	2,911	193	59	151	403	3,314	3,125	38.4
太地町	47	2,964	138	128	64	331	3,295	3,193	43.4
古座川町	49	2,862	199	66	292	557	3,419	3,084	39.5
北山村	23	2,969	158	63	51	272	3,241	3,177	42.8
串本町	112	2,997	205	53	314	572	3,569	3,223	40.9
町村計	1,882	3,062	199	69	168	435	3,498	3,283	42.3
市町村計	5,624	3,238	243	102	236	581	3,819	3,529	42.9

※1＝生活給的給与（扶養、地域、住居、通勤、単身赴任）

※2＝職務給的給与（初任給調整、特殊勤務、管理職、義務教育）

※3＝超過給的給与（時間外、宿日直、管理職特勤、夜間、休日）

※4＝給料＋諸手当（扶養、地域、住居、管理職、単身赴任、寒冷地/12、特勤勤務、初任給調整）

3-2 市町村職員1人あたり平均手当額（一般行政職）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	管理職手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	年額	年額	年額
和歌山市	199	110	99	67	438	151	607	448	70	106	242	201	0	9,944	5,358
海南市	198	0	260	59	0	42	520	270	42	71	0	49	0	9,263	4,757
橋本市	205	107	258	47	0	34	505	667	0	0	0	0	0	10,251	5,145
有田市	198	0	255	31	0	75	320	302	0	0	0	0	0	9,589	4,971
御坊市	205	0	253	39	0	162	347	403	0	0	0	55	0	9,855	4,923
田辺市	215	0	241	76	230	27	463	410	32	87	0	108	0	9,658	5,061
新宮市	201	0	246	75	290	27	518	508	0	0	0	63	0	9,597	5,003
紀の川市	199	0	160	47	0	44	398	439	45	0	125	126	0	9,664	5,035
岩出市	197	0	185	58	0	215	476	552	60	0	0	0	0	8,442	4,388
市計	202	109	135	61	349	110	500	452	41	89	129	155	0	9,736	5,111
紀美野町	179	0	208	65	0	28	298	325	0	0	0	0	0	8,561	4,781
かつらぎ町	207	0	250	66	0	50	566	515	27	0	0	174	0	9,232	4,645
九度山町	216	0	254	46	0	56	274	481	42	0	0	0	0	9,274	4,584
高野町	175	0	175	94	0	42	200	99	126	0	0	0	218	7,411	4,303
湯浅町	169	0	190	50	0	0	255	314	42	109	0	0	0	7,686	3,971
広川町	221	0	159	45	0	10	238	257	0	0	0	0	0	8,508	4,444
有田川町	205	0	74	88	0	46	371	471	0	150	0	63	0	9,465	4,766
美浜町	224	0	246	31	0	0	212	417	42	84	0	0	0	8,429	4,372
日高町	213	0	0	29	0	0	159	287	34	0	0	0	0	9,448	4,954
由良町	186	0	240	50	0	0	214	362	42	0	0	0	0	8,240	4,218
印南町	224	69	250	79	0	0	300	108	42	0	0	0	0	8,589	4,307
みなべ町	217	0	224	72	530	0	323	314	42	0	0	0	0	9,199	4,763
日高川町	222	0	245	111	0	0	169	618	42	0	0	0	0	8,996	4,635
白浜町	198	66	87	68	0	53	240	355	34	0	0	100	0	8,083	4,723
上富田町	189	0	240	43	0	56	280	201	42	0	0	0	0	8,512	4,462
すさみ町	220	125	177	88	230	0	144	87	79	0	0	0	0	8,778	4,569
那智勝浦町	172	67	203	51	0	38	215	270	0	0	0	0	0	8,540	4,311
太地町	199	91	176	23	0	119	208	111	109	63	0	146	0	8,332	4,302
古座川町	219	0	138	66	0	0	201	543	52	0	0	0	0	7,823	4,451
北山村	226	0	91	32	0	0	207	0	84	0	0	0	0	7,818	5,068
串本町	203	0	235	49	0	0	176	450	42	131	0	0	0	8,631	4,472
町村計	203	79	149	68	380	57	251	391	52	116	0	112	218	8,662	4,554
県計	202	109	138	63	355	99	406	436	48	100	129	153	218	9,380	4,926

（注）月額とは各手当の支給を受けた職員一人あたりの平均額です。

3-3 市町村職員の手当別支給割合（一般行政職）

（平成25年4月支給分 単位：人、％）

	給料 支給 職員数	扶養手当		地域手当		住居手当		通勤手当		単身赴任手当		特殊勤務手当	
		支給 職員数	支給 割合										
和歌山市	1,475	795	53.9	1,475	100.0	897	60.8	1,299	88.1	4	0.3	199	13.5
海南市	269	156	58.0	0	0.0	42	15.6	206	76.6	0	0.0	11	4.1
橋本市	332	196	59.0	331	99.7	29	8.7	265	79.8	0	0.0	7	2.1
有田市	149	75	50.3	0	0.0	15	10.1	116	77.9	0	0.0	4	2.7
御坊市	188	119	63.3	0	0.0	25	13.3	118	62.8	0	0.0	5	2.7
田辺市	492	325	66.1	0	0.0	95	19.3	359	73.0	2	0.4	26	5.3
新宮市	238	150	63.0	0	0.0	38	16.0	127	53.4	2	0.8	54	22.7
紀の川市	409	281	68.7	0	0.0	90	22.0	335	81.9	0	0.0	16	3.9
岩出市	190	88	46.3	0	0.0	35	18.4	149	78.4	0	0.0	6	3.2
市計	3,742	2,185	58.4	1,806	48.3	1,266	33.8	2,974	79.5	8	0.2	328	8.8
紀美野町	115	69	60.0	0	0.0	15	13.0	84	73.0	0	0.0	6	5.2
かつらぎ町	170	92	54.1	0	0.0	14	8.2	132	77.6	0	0.0	18	10.6
九度山町	72	47	65.3	0	0.0	10	13.9	44	61.1	0	0.0	8	11.1
高野町	78	39	50.0	0	0.0	13	16.7	54	69.2	0	0.0	2	2.6
湯浅町	90	49	54.4	0	0.0	21	23.3	33	36.7	0	0.0	0	0.0
広川町	57	32	56.1	0	0.0	5	8.8	35	61.4	0	0.0	2	3.5
有田川町	192	129	67.2	0	0.0	111	57.8	148	77.1	0	0.0	5	2.6
美浜町	60	31	51.7	0	0.0	5	8.3	23	38.3	0	0.0	0	0.0
日高町	60	42	70.0	0	0.0	0	0.0	37	61.7	0	0.0	0	0.0
由良町	53	36	67.9	0	0.0	13	24.5	32	60.4	0	0.0	0	0.0
印南町	67	39	58.2	1	1.5	2	3.0	37	55.2	0	0.0	0	0.0
みなべ町	93	64	68.8	0	0.0	9	9.7	71	76.3	1	1.1	0	0.0
日高川町	127	86	67.7	0	0.0	9	7.1	107	84.3	0	0.0	0	0.0
白浜町	167	85	50.9	1	0.6	90	53.9	131	78.4	0	0.0	17	10.2
上富田町	77	41	53.2	0	0.0	17	22.1	44	57.1	0	0.0	9	11.7
すさみ町	62	35	56.5	1	1.6	18	29.0	16	25.8	1	1.6	0	0.0
那智勝浦町	111	58	52.3	3	2.7	36	32.4	77	69.4	0	0.0	8	7.2
太地町	47	20	42.6	1	2.1	12	25.5	14	29.8	0	0.0	12	25.5
古座川町	49	28	57.1	0	0.0	11	22.4	32	65.3	0	0.0	0	0.0
北山村	23	14	60.9	0	0.0	2	8.7	9	39.1	0	0.0	0	0.0
串本町	112	73	65.2	0	0.0	19	17.0	74	66.1	0	0.0	0	0.0
町村計	1,882	1,109	58.9	7	0.4	432	23.0	1,234	65.6	2	0.1	87	4.6
県計	5,624	3,294	58.6	1,813	32.2	1,698	30.2	4,208	74.8	10	0.2	415	7.4

(平成25年4月支給分 単位：人、%)

	管理職手当		時間外勤務手当		宿日直手当		管理職 特別勤務手当		夜間勤務手当		休日勤務手当		寒冷地手当	
	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合	支給 職員数	支給 割合
和歌山市	263	17.8	935	63.4	3	0.2	20	1.4	2	0.1	79	5.4	0	0.0
海南市	40	14.9	131	48.7	1	0.4	15	5.6	0	0.0	5	1.9	0	0.0
橋本市	77	23.2	193	58.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有田市	32	21.5	76	51.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御坊市	33	17.6	97	51.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	2.1	0	0.0
田辺市	91	18.5	288	58.5	67	13.6	23	4.7	0	0.0	17	3.5	0	0.0
新宮市	70	29.4	146	61.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0
紀の川市	145	35.5	177	43.3	78	19.1	0	0.0	57	13.9	62	15.2	0	0.0
岩出市	66	34.7	91	47.9	13	6.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市計	817	21.8	2,134	57.0	162	4.3	58	1.5	59	1.6	169	4.5	0	0.0
紀美野町	43	37.4	24	20.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
かつらぎ町	23	13.5	97	57.1	35	20.6	0	0.0	0	0.0	2	1.2	0	0.0
九度山町	32	44.4	32	44.4	9	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
高野町	10	12.8	16	20.5	18	23.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50	64.1
湯浅町	20	22.2	39	43.3	17	18.9	7	7.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
広川町	8	14.0	28	49.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有田川町	23	12.0	91	47.4	0	0.0	1	0.5	0	0.0	3	1.6	0	0.0
美浜町	14	23.3	38	63.3	7	11.7	5	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日高町	22	36.7	15	25.0	19	31.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
由良町	14	26.4	23	43.4	8	15.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
印南町	20	29.9	18	26.9	6	9.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
みなべ町	33	35.5	44	47.3	18	19.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日高川町	48	37.8	47	37.0	26	20.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
白浜町	31	18.6	51	30.5	29	17.4	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0
上富田町	18	23.4	27	35.1	11	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
すさみ町	27	43.5	4	6.5	14	22.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
那智勝浦町	29	26.1	62	55.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
太地町	22	46.8	8	17.0	16	34.0	4	8.5	0	0.0	1	2.1	0	0.0
古座川町	16	32.7	24	49.0	25	51.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北山村	7	30.4	0	0.0	14	60.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
串本町	34	30.4	69	61.6	19	17.0	25	22.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町村計	494	26.2	757	40.2	291	15.5	42	2.2	0	0.0	7	0.4	50	2.7
県計	1,311	23.3	2,891	51.4	453	8.1	100	1.8	59	1.0	176	3.1	50	0.9

4 市町村支給職員1人当たり平均給与月額（技能労務職）

（平成25年4月給与 単位：百円）

	職員数 (人)	平均給料 (a)	(b)=1+2+3			諸手当	平均給与 (a)+(b)	平均給与 (国ベース) ※4	平均年齢 歳
			生活給的 給与 ※1	職務給的 給与 ※2	超過給的 給与 ※3				
和歌山市	307	3,138	324	256	182	761	3,899	3,417	47.6
海南市	32	3,535	116	30	36	182	3,717	3,612	51.3
橋本市	59	3,495	245	44	91	380	3,875	3,704	46.9
有田市	16	3,114	73	20	436	530	3,644	3,160	52.2
御坊市	17	3,291	202	0	58	260	3,551	3,477	45.2
田辺市	22	3,521	210	45	121	375	3,896	3,663	49.4
新宮市	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
紀の川市	33	3,348	218	109	420	747	4,095	3,559	47.5
岩出市	25	2,802	154	108	633	895	3,697	2,884	52.8
市計	*	*	*	*	*	*	*	*	*
紀美野町	8	2,118	113	0	0	113	2,231	2,183	48.3
かつらぎ町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
九度山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高野町	4	2,512	129	0	0	129	2,641	2,650	54.8
湯浅町	7	3,267	144	0	115	259	3,526	3,391	48.8
広川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有田川町	30	3,383	64	0	41	104	3,487	3,411	52.7
美浜町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
日高町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
由良町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
印南町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
みなべ町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
日高川町	20	2,414	103	0	5	109	2,523	2,455	49.7
白浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上富田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
すさみ町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
那智勝浦町	(5人未満)	*	*	*	*	*	*	*	*
太地町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古座川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北山村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
串本町	7	2,563	46	0	35	81	2,644	2,588	48.9
町村計	*	*	*	*	*	*	*	*	*
市町村計	605	3,164	242	148	174	564	3,728	3,364	48.5

（注1） 人数については、1人以上5人未満の場合は「（5人未満）」としています。

（注2） 個人情報保護の観点から、市町村については、対象となる職員数が5人未満の場合は個人情報が特定されるため、各欄をアスタリスク（*）としています。

※1＝生活給的給与（扶養、地域、住居、通勤、単身赴任）

※2＝職務給的給与（特殊勤務、管理職）

※3＝超過給的給与（時間外、宿日直、管理職特勤、夜間、休日）

※4＝給料＋諸手当（扶養、地域、住居、管理職、単身赴任、寒冷地/12、特地勤務、初任給調整）

5 給料表の種類及び構造

(平成25年4月1日現在)

	25年3月末 住基人口 (A)	種類	一般行政職 給料表		技能労務職 給料表		他の給料表	総職員数 (B)	うち一般 行政職	職員1人 当り人口 A/B (人) 切上げ
			級数	構造	級数	構造				
和歌山市	379,536	12	9	同	5	主同	教(1)(2)(3)、消、医、保、企、任、再、特任	2,959	1,475	129
海南市	55,240	9	7	同			消、企、企行、企医(1)(2)(3)、再、教	714	269	78
橋本市	66,657	4	7	同			医(1)(2)(3)	895	332	75
有田市	30,871	5	7	同			医(1)(2)(3)、公	454	149	68
御坊市	25,474	2	7	同			消	324	188	79
田辺市	80,117	2	7	同			医	877	492	92
新宮市	31,509	5	7	同			医(1)(2)(3)、消	642	238	50
紀の川市	66,862	1	7	主同				597	409	112
岩出市	53,276	1	7	同				322	190	166
市計	789,542							7,784	3,742	102
紀美野町	10,273	3	6	同	2	同	医	209	115	50
かつらぎ町	18,389	1	6	同				225	170	82
九度山町	4,908	2	5	同	3	同		87	72	57
高野町	3,561	5	5	同	3	同	医(1)(2)(3)	131	78	28
湯浅町	13,391	1	6	同				145	90	93
広川町	7,717	2	6	同	4	同		88	57	88
有田川町	27,642	1	6	同				376	192	74
美浜町	7,881	1	6	同				89	60	89
日高町	7,859	1	6	同				89	60	89
由良町	6,526	2	6	同	3	同		84	53	78
印南町	8,984	1	7	同				91	67	99
みなべ町	13,917	1	6	同				136	93	103
日高川町	10,702	3	6	同	3	同	医	197	127	55
白浜町	23,024	3	6	同			嘱託、医	351	167	66
上富田町	15,302	1	5	同				120	77	128
すさみ町	4,691	4	5	同			医(1)(2)(3)	132	62	36
那智勝浦町	17,049	3	6	同			医(1)(2)	313	111	55
太地町	3,404	1	5	同				63	47	55
古座川町	3,133	2	5	同			医	63	49	50
北山村	477	1	5	同				24	23	20
串本町	18,191	4	6	同			医(1)(2)(3)	371	112	50
町村計	227,021							3,384	1,882	68
県計	1,016,563							11,168	5,624	92

(注1) 「主同」は、「継ぎ足し」に係る昇給間差額が国の最高号俸とその1号下位の号俸の間差額と同じであるものや、「下駄ばき」に係る昇給間差額が国の初号俸より低額の月額区分で、初号俸とその1号上位の号俸の間差額と同じであるもの。

(注2) 「主合」は、独自部分より、合成部分(「下駄ばき」や「継ぎ足し」に係る昇給間差額が上記と異なるもの。)が多く占めるもの。

6 年別ラスパイルズ指数

(平成25年4月1日現在)

(1) 団体別ラスパイルズ指数 (一般行政職)

地域手当補正後
ラスパイルズ指数

区分	平成25年			平成24年		平成23年 指数 ⑥	増 減					平成25年 指数 ⑦	ラスと補 正後ラス の比較 ①-⑦
	指数 ①	参考値 ②	7月時点 の指数 ③	指数 ④	参考値 ⑤		H25→H25 (7月時 点)	H24→H25		H23→H25			
							指数 ③-①	指数 ①-④	参考値 ②-⑤	指数 ①-⑥	参考値 ②-⑥		
和歌山市	107.5	99.3	103.6	108.0	99.8	100.2	▲ 3.9	▲ 0.5	▲ 0.5	7.3	▲ 0.9	107.5	0.0
海南市	105.1	97.1	100.0	105.5	97.4	98.3	▲ 5.1	▲ 0.4	▲ 0.3	6.8	▲ 1.2	105.1	0.0
橋本市	107.4	99.2	101.2	106.5	98.4	98.7	▲ 6.2	0.9	0.8	8.7	0.5	107.4	0.0
有田市	106.8	98.7	102.4	107.3	99.1	96.5	▲ 4.4	▲ 0.5	▲ 0.4	10.3	2.2	106.8	0.0
御坊市	105.8	97.7	100.1	105.9	97.9	98.0	▲ 5.7	▲ 0.1	▲ 0.2	7.8	▲ 0.3	105.8	0.0
田辺市	107.5	99.3	102.1	108.1	99.9	99.9	▲ 5.4	▲ 0.6	▲ 0.6	7.6	▲ 0.6	107.5	0.0
新宮市	104.9	96.9	99.8	105.9	97.9	97.0	▲ 5.1	▲ 1.0	▲ 1.0	7.9	▲ 0.1	104.9	0.0
紀の川市	106.4	98.3	101.8	105.9	97.9	97.5	▲ 4.6	0.5	0.4	8.9	0.8	106.4	0.0
岩出市	105.1	97.1	100.8	104.1	96.2	95.5	▲ 4.3	1.0	0.9	9.6	1.6	105.1	0.0
紀美野町	98.0	90.4	97.6	97.4	90.0	88.4	▲ 0.4	0.6	0.4	9.6	2.0	98.0	0.0
かつらぎ町	103.2	95.3	103.2	102.4	94.6	94.7	0.0	0.8	0.7	8.5	0.6	103.2	0.0
九度山町	100.8	93.0	100.6	101.4	93.7	91.9	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.7	8.9	1.1	100.8	0.0
高野町	96.2	88.9	96.1	97.5	90.1	89.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.2	7.1	▲ 0.2	96.2	0.0
湯浅町	99.3	91.7	96.2	98.7	91.1	91.1	▲ 3.1	0.6	0.6	8.2	0.6	99.3	0.0
広川町	104.1	96.1	100.6	103.1	95.1	94.7	▲ 3.5	1.0	1.0	9.4	1.4	104.1	0.0
有田川町	103.3	95.5	101.9	103.7	95.8	96.0	▲ 1.4	▲ 0.4	▲ 0.3	7.3	▲ 0.5	103.3	0.0
美浜町	104.8	96.8	104.1	103.0	95.2	95.2	▲ 0.7	1.8	1.6	9.6	1.6	104.8	0.0
日高町	102.6	94.6	100.1	104.0	95.9	94.7	▲ 2.5	▲ 1.4	▲ 1.3	7.9	▲ 0.1	102.6	0.0
由良町	100.1	92.5	100.0	100.1	92.6	92.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	7.8	0.2	100.1	0.0
印南町	98.9	91.4	98.9	97.4	90.0	91.3	0.0	1.5	1.4	7.6	0.1	98.9	0.0
みなべ町	99.6	91.9	99.6	99.5	91.8	91.0	0.0	0.1	0.1	8.6	0.9	99.6	0.0
日高川町	98.0	90.5	98.0	97.1	89.6	89.8	0.0	0.9	0.9	8.2	0.7	98.0	0.0
白浜町	106.0	98.0	101.0	105.2	97.2	97.5	▲ 5.0	0.8	0.8	8.5	0.5	106.0	0.0
上富田町	103.0	95.2	98.8	103.6	95.8	96.1	▲ 4.2	▲ 0.6	▲ 0.6	6.9	▲ 0.9	103.0	0.0
すさみ町	102.4	94.5	100.1	102.1	94.3	93.3	▲ 2.3	0.3	0.2	9.1	1.2	102.4	0.0
那智勝浦町	105.8	97.8	100.1	106.1	98.2	97.8	▲ 5.7	▲ 0.3	▲ 0.4	8.0	0.0	105.8	0.0
太地町	99.4	91.8	99.1	98.9	91.3	91.4	▲ 0.3	0.5	0.5	8.0	0.4	99.4	0.0
古座川町	102.6	94.9	100.3	101.5	93.9	95.2	▲ 2.3	1.1	1.0	7.4	▲ 0.3	102.6	0.0
北山村	98.8	91.2	97.8	100.9	93.2	91.1	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 2.0	7.7	0.1	98.8	0.0
串本町	102.2	94.4	100.9	101.1	93.4	93.9	▲ 1.3	1.1	1.0	8.3	0.5	102.2	0.0

(注1) ラスパイルズ指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で表したものです。

(注2) 平成24年及び平成25年の参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法の措置が無いとした場合の値です。

(注3) 平成25年の7月時点の指数は、平成25年7月1日現在の値です。国の要請等を踏まえた給与減額措置の施行状況等を反映しています。

※地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイルズ指数。全国団体の平均値とのため差が生じていない。

(2) 団体区分別ラスパイルズ指数 (一般行政職)

区分	平成25年			平成24年		平成23年 指数 ⑥	増 減				
	指数 ①	参考値 ②	7月時点 の指数 ③	指数 ④	参考値 ⑤		H25→H25 (7月時 点)	H24→H25		H23→H25	
							指数 ③-①	指数 ①-④	参考値 ②-⑤	指数 ①-⑥	参考値 ②-⑥
県内市平均	106.8	98.7	102.1	107.0	98.9	98.9	▲ 4.7	▲ 0.2	▲ 0.2	7.9	▲ 0.2
県内町村平均	101.8	94.0	100.0	101.4	93.7	93.5	▲ 1.8	0.4	0.3	8.3	0.5
全国市平均				106.9	98.8	98.8					
全国町村平均				103.3	95.5	95.3					

(注1) ラスパイルズ指数の平均値は、職員数による加重平均で算出しています。

(注2) 平成24年及び平成25年の参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法の措置が無いとした場合の値です。

(注3) 平成25年の7月時点の指数は、平成25年7月1日現在の値です。国の要請等を踏まえた給与減額措置の施行状況等を反映しています。

(注4) 平成25年の全国平均値は、本冊子作成時点において未公表のため、空欄としております。

7 級別職員比率（一般行政職※）

（平成25年4月1日現在 単位：人、％）

	本表 職員数 計	1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			8級			9級		
		職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率	職員	比率	累計 比率
和歌山市	1,453	146	10.0	10.0	125	8.6	18.7	149	10.3	28.9	245	16.9	45.8	297	20.4	66.2	337	23.2	89.4	106	7.3	96.7	37	2.5	99.2	11	0.8	100.0
海南市	268	24	9.0	9.0	25	9.3	18.3	52	19.4	37.7	120	44.8	82.5	37	13.8	96.3	4	1.5	97.8	6	2.2	100.0						
橋本市	332	35	10.5	10.5	20	6.0	16.6	30	9.0	25.6	41	12.3	38.0	129	38.9	76.8	68	20.5	97.3	9	2.7	100.0						
有田市	149	16	10.7	10.7	13	8.7	19.5	37	24.8	44.3	51	34.2	78.5	24	16.1	94.6	3	2.0	96.6	5	3.4	100.0						
御坊市	187	40	21.4	21.4	9	4.8	26.2	33	17.6	43.9	39	20.9	64.7	34	18.2	82.9	28	15.0	97.9	4	2.1	100.0						
田辺市	492	35	7.1	7.1	18	3.7	10.8	123	25.0	35.8	131	26.6	62.4	93	18.9	81.3	74	15.0	96.3	18	3.7	100.0						
新宮市	237	31	13.1	13.1	26	11.0	24.1	21	8.9	32.9	51	21.5	54.4	65	27.4	81.9	30	12.7	94.5	13	5.5	100.0						
紀の川市	409	16	3.9	3.9	28	6.8	10.8	116	28.4	39.1	104	25.4	64.5	62	15.2	79.7	41	10.0	89.7	42	10.3	100.0						
岩出市	190	48	25.3	25.3	37	19.5	44.7	38	20.0	64.7	19	10.0	74.7	16	8.4	83.2	26	13.7	96.8	6	3.2	100.0						
市計	3,717	391	10.5	10.5	301	8.1	18.6	599	16.1	34.7	801	21.5	56.3	757	20.4	76.6	611	16.4	93.1	209	5.6	98.7	37	1.0	99.7	11	0.3	100.0
紀美野町	115	18	15.7	15.7	11	9.6	25.2	43	37.4	62.6	28	24.3	87.0	13	11.3	98.3	2	1.7	100.0									
かつらぎ町	170	20	11.8	11.8	14	8.2	20.0	84	49.4	69.4	12	7.1	76.5	17	10.0	86.5	23	13.5	100.0									
九度山町	72	6	8.3	8.3	8	11.1	19.4	26	36.1	55.6	17	23.6	79.2	15	20.8	100.0												
高野町	78	10	12.8	12.8	28	35.9	48.7	21	26.9	75.6	9	11.5	87.2	10	12.8	100.0												
湯浅町	90	12	13.3	13.3	18	20.0	33.3	40	44.4	77.8	9	10.0	87.8	11	12.2	100.0												
広川町	57	13	22.8	22.8	8	14.0	36.8	16	28.1	64.9	12	21.1	86.0	5	8.8	94.7	3	5.3	100.0									
有田川町	192	14	7.3	7.3	16	8.3	15.6	76	39.6	55.2	65	33.9	89.1	14	7.3	96.4	7	3.6	100.0									
美浜町	60	13	21.7	21.7	10	16.7	38.3	10	16.7	55.0	13	21.7	76.7	9	15.0	91.7	5	8.3	100.0									
日高町	60	6	10.0	10.0	3	5.0	15.0	17	28.3	43.3	12	20.0	63.3	15	25.0	88.3	7	11.7	100.0									
由良町	53	13	24.5	24.5	7	13.2	37.7	19	35.8	73.6	8	15.1	88.7	4	7.5	96.2	2	3.8	100.0									
印南町	67	11	16.4	16.4	14	20.9	37.3	8	11.9	49.3	11	16.4	65.7	12	17.9	83.6	11	16.4	100.0									
みなべ町	93	6	6.5	6.5	4	4.3	10.8	50	53.8	64.5	12	12.9	77.4	18	19.4	96.8	3	3.2	100.0									
日高川町	127	8	6.3	6.3	16	12.6	18.9	52	40.9	59.8	30	23.6	83.5	14	11.0	94.5	7	5.5	100.0									
白浜町	167	15	9.0	9.0	43	25.7	34.7	55	32.9	67.7	43	25.7	93.4	10	6.0	99.4	1	0.6	100.0									
上富田町	77	12	15.6	15.6	10	13.0	28.6	22	28.6	57.1	15	19.5	76.6	18	23.4	100.0												
すさみ町	62	13	21.0	21.0	3	4.8	25.8	19	30.6	56.5	13	21.0	77.4	14	22.6	100.0												
那智勝浦町	111	14	12.6	12.6	24	21.6	34.2	22	19.8	54.1	22	19.8	73.9	19	17.1	91.0	10	9.0	100.0									
太地町	46	7	15.2	15.2	8	17.4	32.6	16	34.8	67.4	13	28.3	95.7	2	4.3	100.0												
古座川町	49	14	28.6	28.6	7	14.3	42.9	11	22.4	65.3	8	16.3	81.6	9	18.4	100.0												
北山村	23	6	26.1	26.1	0	0.0	26.1	8	34.8	60.9	7	30.4	91.3	2	8.7	100.0												
串本町	112	18	16.1	16.1	13	11.6	27.7	45	40.2	67.9	18	16.1	83.9	15	13.4	97.3	3	2.7	100.0									
町村計	1,881	249	13.2	13.2	265	14.1	27.3	660	35.1	62.4	377	20.0	82.5	246	13.1	95.5	84	4.5	100.0									
県計	5,598	640	11.4	11.4	566	10.1	21.5	1,259	22.5	44.0	1,178	21.0	65.1	1,003	17.9	83.0	695	12.4	95.4	209	3.7	99.1	37	0.7	99.8	11	0.2	100.0

※ 本表職員数は、国の行政職俸給表（一）に対応する給料表及びその適用を受ける職員で、再任用職員を除く。一般行政職と必ずしも同数ではない。

8 市町村初任給基準の状況（一般行政職・試験区分）

（平成25年4月1日現在 単位：百円）

	大学卒	短大卒	高校卒	備考
	初任給 基準額	初任給 基準額	初任給 基準額	
和歌山市	1,722	-	1,401	
海南市	1,722	1,528	1,401	
橋本市	1,722	1,498	1,401	
有田市	1,722	1,528	1,401	
御坊市	1,722	1,528	1,401	
田辺市	1,722	1,498	1,401	
新宮市	1,722	1,528	1,401	
紀の川市	1,722	1,498	1,401	
岩出市	1,722	1,498	1,401	
紀美野町	1,722	1,528	1,401	
かつらぎ町	1,722	1,528	1,401	
九度山町	1,722	1,528	1,401	
高野町	1,616	1,498	1,401	
湯浅町	1,722	1,528	1,401	
広川町	1,722	1,498	1,401	
有田川町	1,722	1,528	1,401	
美浜町	1,722	1,528	1,401	
日高町	1,722	1,528	1,401	
由良町	1,722	1,528	1,401	
印南町	1,722	1,528	1,401	
みなべ町	1,722	1,528	1,401	
日高川町	1,722	1,528	1,401	
白浜町	1,722	1,498	1,401	
上富田町	1,722	1,528	1,401	
すさみ町	1,722	1,528	1,401	
那智勝浦町	1,722	1,528	1,401	
太地町	1,722	1,528	1,401	
古座川町	1,722	1,528	1,401	
北山村	1,722	1,528	1,401	
串本町	1,722	1,528	1,401	

9 高齢層職員の昇給・昇格制度（一般行政職）

（平成25年4月1日現在）

	抑制措置無	抑制措置有									
		対象となる職員 （一般行政職）			昇給制度				昇格制度		
		国 と 同 じ	国 と 異 な る	対象職員 （国 55歳 を超える 職員）	国 と 同 じ	国 と 異 な る	抑制内容 （国 標準の勤務成績で 昇給停止）	国 と 同 じ	国 と 異 な る	抑制内容 （国 高位号俸から昇格した場合の俸給 月額を増加額を縮減）	
和歌山市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
海南市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
橋本市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
有田市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
御坊市	○				○		○				
田辺市	○				○		○				
新宮市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
紀の川市	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
岩出市	○				○		○				
市計	0	9	0	0	3	6		7	2		
紀美野町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
かつらぎ町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
九度山町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
高野町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
湯浅町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
広川町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
有田川町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
美浜町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
日高町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
由良町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
印南町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
みなべ町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
日高川町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
白浜町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
上富田町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給	○				
すさみ町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
那智勝浦町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
太地町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
古座川町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
北山村	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
串本町	○				○	標準の勤務成績で2号昇給		○	高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減していない		
町村計	0	21	0	0	0	21		9	12		
県計	0	30	0	0	3	27		16	14		

（注）「国と同じ」とは、国における55歳を超える職員（一般行政職）の昇給制度又は昇格制度と同じ場合を記載。

※国の昇給制度は、標準の勤務成績で昇給停止（平成26年1月1日から実施）

※国の昇格制度は、最高号俸を含む高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減（平成25年1月1日から実施）

10 初任給、昇格、昇給基準等

(平成25年4月1日現在)

	初任給、昇格、昇給基準				級別職務分類表				級別標準職務表				学歴免許等資格区分表			経験年数換算表			修学年数調整			経験年数調整表			在級期間表			経験年数を12月又は18月で除する方法			枠外昇給制度		級別定数					
	制度有		制度無		制度有		制度無		制度有		制度無		国と同じ	国と異なる	制度無	制度有		国と同じ	国と異なる	制度無	制度有		国と同じ	国と異なる	制度無	制度有		国と同じ	国と異なる	制度無	国と異なる	制度無	制度有	制度無	制度有	制度無	制度有	制度無
	条例に規定	規則に規定	その他	制度無	条例に規定	規則に規定	その他	制度無	条例に規定	規則に規定	その他	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と同じ	国と異なる	制度無	国と異なる	制度無	制度有	制度無	条例に規定	規則に規定	その他	制度無
和歌山市		○				○						○			○			○					○		○								○				○	
海南市		○					○					○			○			○					○		○								○				○	
橋本市		○				○		○				○			○			○					○		○									○				○
有田市		○					○		○					○	○					○			○		○										○			○
御坊市	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
田辺市		○				○					○	○			○			○					○		○											○		○
新宮市		○					○		○			○			○					○			○		○										○			○
紀の川市		○			○						○	○			○					○			○		○										○			○
岩出市		○			○						○	○			○					○			○		○										○			○
市計	1	9	0	0	2	4	0	3	1	4	0	4	8	0	1	7	2	0	7	1	1	2	4	3	0	7	2	7	2	0	0	9	0	0	0	9		
紀美野町		○			○						○				○					○			○		○										○			○
かつらぎ町	○	○					○		○			○			○					○			○		○										○			○
九度山町	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
高野町		○					○		○			○			○					○			○		○										○			○
湯浅町	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
広川町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
有田川町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
美浜町	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
日高町	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
由良町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
印南町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
みなべ町	○	○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
日高川町		○					○		○			○			○					○			○		○										○			○
白浜町		○					○		○			○			○					○			○		○										○			○
上富田町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
すさみ町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
那智勝浦町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
太地町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
古座川町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
北山村	○					○					○				○					○			○		○										○			○
串本町		○				○					○	○			○					○			○		○										○			○
町村計	7	20	0	0	1	16	0	4	0	4	1	16	20	0	1	18	2	1	18	1	2	10	1	10	0	16	5	17	0	4	0	21	0	1	1	19		
県計	8	29	0	0	3	20	0	7	1	8	1	20	28	0	2	25	4	1	25	2	3	12	5	13	0	23	7	24	2	4	0	30	0	1	1	28		

11-1 諸手当の状況（扶養手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有						1人当り 平均支給 月額 (単位:円)	支給職員数 割合
		国と 同じ	国と 異なる						
				配偶者	配偶者 以外	1人 (配偶者 なし)	特定 期間の 加算		
和歌山市		○						20,200	53.8%
海南市		○						19,400	50.3%
橋本市		○						18,800	52.3%
有田市		○						19,800	46.3%
御坊市		○						21,300	56.2%
田辺市		○						21,100	61.9%
新宮市		○						18,500	56.9%
紀の川市		○						19,500	60.6%
岩出市		○						18,400	40.1%
市計	0	9	0					19,857	54.1%
紀美野町		○						18,700	57.9%
かつらぎ町		○						19,900	47.6%
九度山町		○						20,100	62.1%
高野町		○						18,600	53.4%
湯浅町		○						16,600	46.2%
広川町		○						21,600	51.1%
有田川町		○						19,900	57.2%
美浜町		○						21,100	40.4%
日高町		○						20,900	65.2%
由良町		○						17,600	58.3%
印南町		○						23,000	49.5%
みなべ町		○						20,400	60.3%
日高川町		○						21,400	57.9%
白浜町		○						20,300	47.6%
上富田町		○						18,300	46.7%
すさみ町		○						19,700	52.3%
那智勝浦町		○						16,900	50.2%
太地町		○						18,900	44.4%
古座川町		○						21,400	49.2%
北山村		○						22,900	62.5%
串本町		○						19,900	52.6%
町村計	0	21	0					19,634	52.6%
県計	0	30	0					19,791	53.7%

国： 13,000円 6,500円 11,000円 5,000円 （平成25年4月現在）

11-2 諸手当の状況（地域手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有			備考 （医師への 支給状 況）	25年4月 1人当り平均 支給月額 （単位：円）	25年4月 支給職員数
		国と 同じ	国と 異なる	適用			
和歌山市		○		一般職 3%	○	10,700	2,959
海南市	○						0
橋本市		○		一般職 3%		12,800	894
有田市	○						0
御坊市	○						0
田辺市	○						0
新宮市	○						0
紀の川市	○						0
岩出市	○						0
市計	7	2	0		1	11,187	3,853
紀美野町	○						0
かつらぎ町	○						0
九度山町	○						0
高野町	○						0
湯浅町	○						0
広川町	○						0
有田川町	○						0
美浜町	○						0
日高町	○						0
由良町	○						0
印南町		※				7,200	2
みなべ町		※					0
日高川町	○						0
白浜町		※				7,900	2
上富田町	○						0
すさみ町		※				12,500	1
那智勝浦町		※			○	64,100	12
太地町		※				9,100	1
古座川町	○						0
北山村	○						0
串本町		※					0
町村計	14	7	0		1	45,611	18
県計	21	9	0		2	11,347	3,871

（注1） 医師を除き、国基準によれば、和歌山市（3%）と橋本市（3%）のみが対象地域。

（注2） 国基準によれば、医師については15%（15%以上の地域手当を支給される場合を除く）

（注3） ※の団体は、国が地域手当を支給する地域に勤務する職員を支給対象としています。

11-3 諸手当の状況（住居手当）

（平成25年4月現在）

	職員の居住する借家・借間				配偶者等の居住する借家・借間				自 宅				25年4月 1人当り 平均支給 月額 (単位:円)	25年4月 支給職員 数割合	
	制度無	制度有り			制度無	制度有り			制度無 国と同じ	制度有り					
		国と同じ	国と異なる	支給要件 最高支給額 (単位:円)		国と同じ	国と異なる	支給要件 支給額 (単位:円)		国と異なる	支給要件	支給額 ~5年 (単位: 円)			支給額 5年~ (単位: 円)
国				27,000											
和歌山市		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	5,000	5,000	10,500	61.7%
海南市		○				○				○				24,200	13.0%
橋本市		○				○				○				29,400	10.7%
有田市		○				○				○				24,800	13.4%
御坊市		○				○				○				25,100	14.2%
田辺市		○				○				○				24,700	19.2%
新宮市		○				○				○				24,500	18.5%
紀の川市		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		16,200	19.3%
岩出市		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		19,100	14.6%
市 計	0	9	0		5	4	0			6	3			14,288	33.0%
紀美野町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		16,300	16.3%
かつらぎ町		○				○				○				24,900	6.7%
九度山町		○				○				○				25,400	11.5%
高野町		○				○				○				16,800	16.0%
湯浅町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		20,500	19.3%
広川町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	3,000		21,400	11.4%
有田川町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員、又は共有者が手当不支給	3,600	2,000	7,800	48.1%
美浜町		○				○				○				24,100	11.2%
日高町	○					○				○				0	0.0%
由良町		○				○				○				24,000	19.0%
印南町		○				○				○				23,800	4.4%
みなべ町		○				○				○				23,000	8.8%
日高川町		○					○	配偶者のない職員に対する支給規定無し		○				25,500	7.6%
白浜町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500	1,000	9,400	50.7%
上富田町		○				○				○				24,100	15.8%
すさみ町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		18,600	22.0%
那智勝浦町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		20,100	26.5%
太地町		○				○				○				18,500	22.2%
古座川町		○				○				○	所有の住宅に居住する職員で世帯主	2,500		13,200	25.4%
北山村		○				○				○				9,100	8.3%
串本町		○				○				○				23,200	17.0%
町 村 計	1	20	0		18	2	1			13	8			15,002	22.5%
県 計	1	29	0		23	6	1			19	11			14,451	29.8%

11-4 諸手当の状況（初任給調整手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有		
		国と同じ	国と異なる	内容
和歌山市			○	医療職：医師のみ、国4種を使用(国基準は3種)。最高額は249,100円
海南市	○			
橋本市	○			
有田市	○			
御坊市	○			
田辺市	○			
新宮市	○			
紀の川市	○			
岩出市	○			
市計	8	0	1	
紀美野町			○	医療職：276,800円
かつらぎ町	○			
九度山町	○			
高野町		○		
湯浅町	○			
広川町	○			
有田川町	○			
美浜町	○			
日高町	○			
由良町	○			
印南町	○			
みなべ町	○			
日高川町			○	医療職：268,500円
白浜町		○		
上富田町	○			
すさみ町			○	医療職：160,000～180,000円
那智勝浦町	○			
太地町	○			
古座川町	○			
北山村	○			
串本町		○		
町村計	15	3	3	
県計	23	3	4	

11-5 諸手当の状況（通勤手当）

（平成25年4月現在）

	交通機関等の利用者				自動車等の使用者				25年4月 1人当り 平均支給 月額 (単位:円)	25年4月 支給 職員数 割合			
	制度無	国と 同じ	国と 異なる	支給要件	最高支給額 (単位:円)	国と 同じ	国と 異なる	支給要件			距離区分	最低支給額 (単位:円)	最高支給額 (単位:円)
和歌山市			○			○						6,100	89.5%
海南市			○				○			2,500	26,000	6,100	81.2%
橋本市			○				○					5,400	84.2%
有田市			○				○					4,200	76.7%
御坊市			○				○					3,900	67.3%
田辺市			○				○		※1	2,100	55,000	8,100	77.0%
新宮市			○				○		19区分	3,900		7,600	60.0%
紀の川市			○				○					5,000	83.2%
岩出市			○				○		16区分		37,300	6,200	78.9%
市計	0	0	9	0		5	4					6,059	81.7%
紀美野町			○				○			3,000	15,200	6,200	76.1%
かつらぎ町			○				○		27区分	3,400		6,700	76.4%
九度山町			○				○		14区分	2,300		4,500	65.5%
高野町			○				○		6区分		13,700	9,600	69.5%
湯浅町			○				○					4,600	39.3%
広川町			○				○		15区分			5,000	65.9%
有田川町			○				○		21区分		44,300	8,400	77.7%
美浜町			○				○					3,600	40.4%
日高町			○				○		20区分	1,000	8,500	3,000	64.0%
由良町			○				○		36区分	2,500	20,000	5,100	65.5%
印南町			○	片道3km以上			○	片道3km以上	67区分	2,400	55,000	8,400	54.9%
みなべ町			○				○		31区分		26,000	7,100	75.0%
日高川町			○				○		29区分	2,500	19,500	10,900	83.8%
白浜町			○				○		34区分		18,500	7,300	76.6%
上富田町			○				○					4,000	58.3%
すさみ町			○				○		上限無し	2,700	上限無し	9,000	34.1%
那智勝浦町			○				○					5,500	69.0%
太地町			○				○					2,600	34.9%
古座川町			○				○					6,200	69.8%
北山村			○				○					3,200	37.5%
串本町			○				○					5,700	72.8%
町村計	0	0	20	1		8	13					6,765	67.8%
県計	0	0	29	1		13	17					6,246	77.5%

国 片道2km以上 55,000円 片道2km以上 13区分 2,000円 24,500円

※1：3km以下2,100円、1km毎に加算し、99km以上は55,000円

11-6 諸手当の状況（単身赴任手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有			25年4月 1人当り 平均支給月額 (単位：円)	25年4月 支給職員数 割合		
		国と同じ	国と異なる	支給要件			支給額（単位：円）	
							定額	加算額
和歌山市		○				43,200	0.2%	
海南市	○					0	0.0%	
橋本市		○				0	0.0%	
有田市		○				23,000	0.7%	
御坊市		○				0	0.0%	
田辺市		○				23,000	0.2%	
新宮市		○				29,000	1.9%	
紀の川市	○					0	0.0%	
岩出市	○					0	0.0%	
市計	3	6	0			30,864	0.3%	
紀美野町			○		上限 29,000	0	0.0%	
かつらぎ町	○					0	0.0%	
九度山町	○					0	0.0%	
高野町	○					0	0.0%	
湯浅町	○					0	0.0%	
広川町	○					0	0.0%	
有田川町	○					0	0.0%	
美浜町	○					0	0.0%	
日高町	○					0	0.0%	
由良町	○					0	0.0%	
印南町	○					0	0.0%	
みなべ町		○				53,000	0.7%	
日高川町	○					0	0.0%	
白浜町	○					0	0.0%	
上富田町	○					0	0.0%	
すさみ町		○				23,000	0.8%	
那智勝浦町		○				29,000	0.6%	
太地町		○				0	0.0%	
古座川町	○					0	0.0%	
北山村	○					0	0.0%	
串本町		○				0	0.0%	
町村計	15	5	1			33,500	0.1%	
県計	18	11	1			31,269	0.2%	

国：定額23,000円（100kmを超えると加算（上限45,000円）あり）

11-7-1 諸手当の状況（市町村特殊勤務手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有						25年4月 1人当り 平均支給 月額 (単位:円)	25年4月支 給職員割 合
					H25 手当数 計	H24 手当数 計	H25-H24 差		
		A ※1	B ※2	C ※3					
和歌山市		13	1	12	26	26	0	16,700	30.8%
海南市		20	3	24	47	47	0	38,900	31.5%
橋本市		6	1	21	28	27	1	49,800	37.8%
有田市		9	1	23	33	25	8	48,200	46.7%
御坊市		3	0	2	5	5	0	12,000	2.5%
田辺市		10	7	3	20	20	0	10,100	32.2%
新宮市		7	2	19	28	27	1	83,400	58.7%
紀の川市		1	0	3	4	4	0	7,800	6.7%
岩出市		6	3	2	11	11	0	17,600	7.8%
市計	0	75	18	109	202	192	10	35,631	31.1%
紀美野町		1	1	9	11	11	0	19,800	20.6%
かつらぎ町		2	4	9	15	15	0	4,900	16.0%
九度山町		2	2	4	8	8	0	5,200	16.1%
高野町		2	0	9	11	11	0	33,700	20.6%
湯浅町		1	0	0	1	1	0	0	0.0%
広川町		3	0	4	7	7	0	1,500	6.8%
有田川町		3	1	6	10	12	▲2	14,700	17.8%
美浜町		2	1	1	4	4	0	8,000	5.6%
日高町	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
由良町		2	0	0	2	2	0	0	0.0%
印南町	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
みなべ町		1	0	0	1	1	0	0	0.0%
日高川町		0	0	3	3	3	0	182,500	1.0%
白浜町		4	3	12	19	19	0	10,300	25.1%
上富田町		2	0	0	2	2	0	5,600	8.3%
すさみ町		2	0	1	3	3	0	34,600	20.5%
那智勝浦町		8	1	7	16	16	0	40,900	41.5%
太地町		1	1	1	3	3	0	12,500	23.8%
古座川町		2	0	2	4	4	0	1,191,500	3.2%
北山村		1	0	1	2	2	0	0	0.0%
串本町		5	1	12	18	18	0	55,600	33.4%
町村計	2	44	15	81	140	142	▲2	33,705	17.6%
県計	2	119	33	190	342	334	8	35,250	27.0%

※1 国が人事院規則で措置しているものと同様

※2 A以外で、国がその職務に対して、給料表等その他何らかの措置をしているものと同様の手当

※3 A区分及びB区分以外の手当

11-7-2 諸手当の状況（一部事務組合特殊勤務手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有						25年4月 一人当り 平均支給 月額（円）	25年4月 支給職員 割合
		A ※1	B ※2	C ※3	H25 手当数 計	H24 手当数 計	H24-H25 差		
和歌山県市町村総合事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
国民健康保険野上厚生病院組合		2	0	10	12	12	0	77,100	74.8%
那賀児童福祉施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
那賀老人福祉施設組合	○	0	0	0	0	2	▲2	0	0.0%
公立那賀病院経営事務組合		2	0	5	7	7	0	61,500	94.8%
那賀衛生環境整備組合		0	0	1	1	1	0	9,400	71.4%
橋本伊都衛生施設組合		0	0	1	1	1	0	8,500	53.8%
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合		0	0	1	1	2	▲1	5,000	3.8%
有田衛生施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
有田聖苑事務組合		0	0	1	1	1	0	*	*
御坊市日高川町中学校組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合		2	4	9	15	14	1	74,600	71.5%
御坊日高老人福祉施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
公立紀南病院組合		3	4	6	13	13	0	85,000	74.4%
紀南地方老人福祉施設組合		0	0	10	10	10	0	6,700	73.0%
串本町古座川町衛生施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大辺路衛生施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
紀南学園事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
紀南環境衛生施設事務組合	○	0	0	0	0	1	▲1	0	0.0%
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合		0	0	1	1	1	0	6,000	6.9%
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合		0	0	1	1	1	0	8,000	100.0%
紀南地方児童福祉施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
新宮周辺広域市町村圏事務組合		0	0	1	1	1	0	*	*
御坊広域行政事務組合		0	0	1	1	1	0	10,700	53.2%
田辺周辺広域市町村圏組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
上大中清掃施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
海南海草老人福祉施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
有田郡老人福祉施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
那賀消防組合		2	0	6	8	8	0	16,600	80.8%
有田周辺広域圏事務組合		0	0	2	2	2	0	18,000	36.4%
田辺市周辺衛生施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
富田川衛生施設組合		0	0	1	1	1	0	0	0.0%
海南海草環境衛生施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
伊都消防組合		0	0	4	4	4	0	9,300	71.4%
湯浅広川消防組合		0	0	5	5	5	0	22,500	91.7%
五色台広域施設組合	○	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
日高広域消防事務組合		0	0	8	8	8	0	11,800	100.0%
橋本周辺広域市町村圏組合		0	0	1	1	1	0	0	0.0%
一部事務組合計	19	11	8	75	94	97	▲3	61,486	62.8%

※1 国が人事院規則で措置しているものと同様

※2 A以外で、国がその職務に対して、給料表等その他何らかの措置をしているものと同様の手当

※3 A区分及びB区分以外の手当

（注）個人情報保護の観点から、対象となる職員数が5人未満の場合、各欄をアスタリスク（*）としています。

11-8 諸手当の状況（管理職手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有					25年4月 1人当たり平 均支給月額 (単位： 円)	25年4月 支給職員 割合
		定額 化	課長相当職	その他	校長	教頭		
和歌山市	○	○	課長64,900円、専門主幹等スタッフ職43,900円	局長115,300円、部長102,500円、副課長43,900円、専門副主幹等スタッフ職40,300円、幼稚園長64,900円、幼稚園教頭43,900円	85,000円	64,900円	58,500	12.8%
海南市	○	○	課長・消防署長50,000円、課長40,000円	部長70,000円、次長65,000円			50,000	10.2%
橋本市	○	○	参事62,200円、課長53,900円、主幹33,100円	理事88,100円、部長79,200円			50,500	16.8%
有田市	○	○	課長30,000円、主幹23,000円	部長50,000円、参事32,000円			33,000	16.3%
御坊市	○	○	課長35,500円 企画員30,700円	部長43,600円、参事39,100円、施設長27,600円、幼稚園長25,000円			32,800	15.1%
田辺市	○	○	課長・参事等44,364円	部長56,264円			46,600	15.6%
新宮市	○	○	課長等51,900円、企画員等44,100円	部長66,400円、次長56,400円			57,800	22.4%
紀の川市	○	○	課長40,000円、主幹30,000円	理事80,000円、部長60,000円、次長50,000円			38,600	32.8%
岩出市	○		課長13%、副課長・保育所長等12%	部長15%、次長14%、課長補佐・主任保育士等9%			46,500	27.3%
市計	0	9	8				49,473	16.6%
紀美野町	○	○	参事・課長・消防長40,000円	室長・主幹・消防課長30,000円、課長補佐20,000円			28,800	33.0%
かつらぎ町	○		参事・課長等15%、調査員10%				56,100	11.1%
九度山町	○		総括参事14%、参事、会計管理者10%、課長・専門員8%	課長補佐・主幹6%			27,200	37.9%
高野町	○	○	課長20,000円	病院長150,000円、副院長30,000円、薬局長・看護師長10,000円			28,100	12.2%
湯浅町	○	○	課長・事務局長・会計管理者30,000円	副課長20,000円			24,500	20.0%
広川町	○	○	課長30,000円、20,000円				23,000	11.4%
有田川町	○	○	部長58,000円、課長28,000円				32,500	12.8%
美浜町	○	○	課長等23,000円、主幹17,000円				21,100	19.1%
日高町	○	○	参事・課長等20,000円	主幹12,000円			15,900	29.2%
由良町	○	○	課長24,000円、副課長等18,000円	参事30,000円			20,800	25.0%
印南町	○	○	参事・課長40,000円、副課長25,000円、主幹15,000円				30,200	24.2%
みなべ町	○	○	参事40,000円、課長38,000円、副課長34,000円、主幹25,000円				32,400	33.8%
日高川町	○	○	参事・課長等20,000円	副課長、専門員、保育所長等15,000円			16,900	30.5%
白浜町	○		課長7.5%	副課長5.5%			23,700	12.8%
上富田町	○	○	課長・企画員28,000円	保育所長・副所長17,000円			25,900	21.7%
すさみ町	○	○	課長・副課長15,000円、主幹12,000円				31,200	31.1%
那智勝浦町	○		参事7.2%、課長6%、副課長5.4%、	主幹4.8%			23,200	24.6%
太地町	○	○	課長35,000円、32,000円、副課長・主幹16,000円	副主幹8,000円			18,400	49.2%
古座川町	○		課長・教育次長等6%	課長補佐等4%			21,000	30.2%
北山村	○		参事7%、課長5%、副課長3%				20,400	33.3%
串本町	○	○	参事・課長25,000円	副課長15,000円			28,200	21.3%
町村計	0	21	15				26,445	22.1%
県計	0	30	23				41,025	18.3%

11-9 諸手当の状況（時間外勤務手当）

（平成25年4月現在）

	制度無	制度有						25年4月 1人当り 平均支給 月額 (円)	25年4月 支給職員 数割合	比率 対給料＋ 地域手当	
		勤務1時間当たりの 支給額算出方法			支給割合						
		労基法	国と 同じ	その他	国と 同じ	国と 異なる	右記以外				午後10時～午前5時
和歌山市		○			○			40,400	60.2%	7.1%	
海南市			○		○			25,500	48.3%	3.8%	
橋本市		○			○			45,000	64.9%	8.4%	
有田市			○		○			28,400	61.7%	5.4%	
御坊市		○			○			29,700	56.8%	5.2%	
田辺市			○		○			40,200	66.4%	8.0%	
新宮市		○			○			45,100	67.6%	8.9%	
紀の川市		○			○			43,100	44.6%	5.7%	
岩出市		○			○			64,200	46.3%	10.0%	
市計	0	6	3	0	9	0		40,050	59.1%	7.1%	
紀美野町		○				○	125/100(週休日)	150/100(週休日)	19,000	27.8%	1.7%
かつらぎ町		○			○			53,500	60.9%	10.4%	
九度山町		○			○			48,100	41.4%	6.2%	
高野町		○			○			22,700	32.1%	2.4%	
湯浅町		○			○			27,000	55.9%	5.2%	
広川町		○			○			22,500	60.2%	4.6%	
有田川町		○			○			36,400	55.6%	6.3%	
美浜町			○		○			42,000	68.5%	9.7%	
日高町			○		○			30,800	30.3%	2.8%	
由良町			○		○			27,700	46.4%	4.3%	
印南町			○		○			11,000	24.2%	0.9%	
みなべ町			○		○			26,300	48.5%	4.1%	
日高川町			○		○			44,400	37.1%	5.4%	
白浜町		○			○			23,400	47.0%	3.8%	
上富田町		○			○			16,400	35.8%	1.9%	
すさみ町		○			○			21,600	8.3%	0.6%	
那智勝浦町		○			○			25,800	54.6%	4.6%	
太地町		○			○			12,600	15.9%	0.7%	
古座川町		○			○			46,900	54.0%	8.7%	
北山村			○			○	125/100(週休日)	150/100(週休日)	0	0.0%	0.0%
串本町		○			○			30,500	59.6%	6.0%	
町村計	0	14	7	0	19	2		31,734	46.1%	4.8%	
県計	0	20	10	0	28	2		37,946	55.2%	6.4%	

(注1) 地域手当は和歌山市、橋本市のみ対象となっているため、算出方法に地域手当を含んでいない団体で、地域手当対象外の団体については、国と同等としています。

(注3) 勤務1時間当たりの支給額算出方法

$$\text{労基法} = \frac{(\text{俸給月額} + \text{俸給月額に対する地域手当月額}) \times 12 \times (\text{支給割合})}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 - 7.75h \times \text{祝日等の日数}}$$

(注2) 国の支給割合

	右記以外	午後10時～午前5時
時間外勤務(勤務日)	125 / 100	150 / 100
〃(月60時間超過)	150 / 100	175 / 100
時間外勤務(週休日)	135 / 100	160 / 100
〃(月60時間超過)	150 / 100	175 / 100

$$\text{国} = \frac{(\text{俸給月額} + \text{俸給月額に対する地域手当月額}) \times 12 \times (\text{支給割合})}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$$

11-10 諸手当の状況（夜間・休日勤務手当）

（平成25年4月現在）

	夜間勤務手当			休日勤務手当			各手当の支給 額の算出方法 が国と異なる		
	制度無	国と同じ	国と異なる	支給割合	制度無	国と同じ		国と異なる	
									支給割合
国				25/100				135/100	
和歌山市		○				○			祝日等を控除(労基法)
海南市		○				○			
橋本市		○				○			祝日等を控除(労基法)
有田市		○				○			
御坊市		○				○			祝日等を控除(労基法)
田辺市		○				○			
新宮市		○				○			祝日等を控除(労基法)
紀の川市		○				○			祝日等を控除(労基法)
岩出市		○				○			祝日等を控除(労基法)
市計	0	9	0		0	9	0		
紀美野町		○				○			祝日等を控除(労基法)
かつらぎ町		○				○			祝日等を控除(労基法)
九度山町	○					○			祝日等を控除(労基法)
高野町		○				○			祝日等を控除(労基法)
湯浅町		○				○			祝日等を控除(労基法)
広川町		○				○			祝日等を控除(労基法)
有田川町		○				○			祝日等を控除(労基法)
美浜町		○				○			
日高町		○				○			
由良町		○				○			
印南町	○					○			
みなべ町		○				○			
日高川町		○				○			
白浜町		○				○			祝日等を控除(労基法)
上富田町		○				○			祝日等を控除(労基法)
すさみ町		○				○			祝日等を控除(労基法)
那智勝浦町		○				○			祝日等を控除(労基法)
太地町		○				○			祝日等を控除(労基法)
古座川町		○				○			祝日等を控除(労基法)
北山村		○				○		125/100	
串本町		○				○			祝日等を控除(労基法)
町村計	2	19	0		0	20	1		
県計	2	28	0		0	29	1		

（注）支給額の算出方法については、11-9 諸手当の状況（時間外勤務手当）を参照

11-11 諸手当の状況（宿日直手当）

（平成25年4月現在）

	制度有						
	制度無	国と同じ	国と異なる	一般の宿日直 (国 4,200円)	特別の宿日直		勤務時間5時間未満 (国 50/100)
					医師の当直 (国 20,000円)	常直 (国 21,000円)	
和歌山市			○		10,000円		
海南市		○					
橋本市		○					
有田市		○					
御坊市		○					
田辺市		○					
新宮市		○					
紀の川市		○					
岩出市			○	6,000円			
市計	0	7	2				
紀美野町		○					
かつらぎ町		○					
九度山町		○					
高野町			○				100/100
湯浅町		○					
広川町		○					
有田川町		○					
美浜町		○					
日高町		○					
由良町		○					
印南町		○					
みなべ町		○					
日高川町		○					
白浜町		○					
上富田町		○					
すさみ町		○					
那智勝浦町		○					
太地町		○					
古座川町		○					
北山村		○					
串本町		○					
町村計	0	20	1				
県計	0	27	3				

11-12 諸手当の状況（管理職員特別勤務手当）

（平成25年4月現在 単位：百円）

	制度無	制度有	支給額（勤務1回につき）						25年4月 支給 職員数	25年4月 1人当り 平均 支給額
			支給額 区分	部長相当職	課長相当職	その他の職	校長	教頭		
和歌山市		○	6	100又は85	80又は60	局長120 副課長60又は40 幼稚園長80 教頭60	85	80	21	104
海南市		○	2	80	60				25	69
橋本市		○	1	120	120				0	0
有田市	○								0	0
御坊市		○	4	70	60	5級施設長・6級企画員50 4級施設長40			0	0
田辺市		○	2	80	60				45	89
新宮市	○								0	0
紀の川市		○	3	80又は60	60又は40	理事80			0	0
岩出市		○	2	80	80	副課長等80 課長補佐等60(管手12%以上と未滿で区分)			0	0
市計	2	7							91	87
紀美野町	○								0	0
かつらぎ町		○	1		3h超60, 6h超120	調査員は課長に同じ			0	0
九度山町	○								0	0
高野町		○	3		120又は100	薬局長、看護師長80			0	0
湯浅町		○	2		120	副課長100			7	109
広川町	○								0	0
有田川町		○	1		1h当たり10、8h超120				3	60
美浜町		○	1		60				5	84
日高町		○	1		120				0	0
由良町		○	1		50				0	0
印南町		○	1		80				0	0
みなべ町		○	1		80				0	0
日高川町	○								0	0
白浜町	○								0	0
上富田町	○								0	0
すさみ町	○								0	0
那智勝浦町	○								0	0
太地町		○	1		84	副主幹84			4	63
古座川町	○								0	0
北山村	○								0	0
串本町		○	1		80	副課長80			40	124
町村計	10	11							59	111
県計	12	18							150	97

11-13 諸手当の状況（期末・勤勉手当）

（平成24年度支給 単位：百円）

	期末手当				勤勉手当				
	基礎額	24年度 1人当り 平均支給 額	月数		基礎額	基礎額から 「扶養手当」 を除外	24年度 1人当り 平均支給 額	月数	
			一般職員	特定幹部				一般職員	特定幹部
和歌山市	給料+扶養+地域+役職	9,784	2.60	2.20	給料+地域+役職	○	5,173	1.35	1.75
海南市	給料+扶養+役職	9,005	2.60	—	給料+扶養+役職		4,664	1.35	—
橋本市	給料+扶養+地域+役職	10,035	2.60	—	給料+地域+役職	○	5,058	1.35	—
有田市	給料+扶養+役職	9,268	2.60	—	給料+役職	○	4,793	1.35	—
御坊市	給料+扶養+役職	9,568	2.60	—	給料+役職	○	4,806	1.35	—
田辺市	給料+扶養+役職	9,319	2.60	—	給料+扶養+役職		4,859	1.35	—
新宮市	給料+扶養+役職	9,278	2.60	—	給料+扶養+役職		4,846	1.35	—
紀の川市	給料+扶養+役職	9,570	2.60	—	給料+扶養+役職		4,995	1.35	—
岩出市	給料+扶養+役職	8,219	2.60	—	給料+扶養+役職		4,307	1.35	—
市計		9,529				4	4,965		
紀美野町	給料+扶養+役職	8,444	2.60	2.20	給料+役職	○	4,631	1.35	1.75
かつらぎ町	給料+扶養+役職	9,112	2.60	—	給料+役職	○	4,619	1.35	—
九度山町	給料+扶養+役職	9,147	2.60	—	給料+役職	○	4,545	1.35	—
高野町	給料+扶養	7,561	2.60	2.20	給料	○	4,306	1.35	1.75
湯浅町	給料+扶養+役職	7,779	2.60	—	給料+扶養+役職		4,015	1.35	—
広川町	給料+扶養+役職	8,187	2.60	—	給料+扶養+役職		4,278	1.35	—
有田川町	給料+扶養+役職	9,239	2.60	—	給料+役職	○	4,667	1.35	—
美浜町	給料+扶養+役職	8,462	2.60	—	給料+役職	○	4,369	1.35	—
日高町	給料+扶養+役職	9,216	2.60	—	給料+扶養+役職		4,799	1.35	—
由良町	給料+扶養+役職	8,509	2.60	—	給料+役職	○	4,352	1.35	—
印南町	給料+扶養+役職	8,168	2.60	—	給料+役職	○	4,274	1.35	—
みなべ町	給料+扶養+地域+役職	8,869	2.60	—	給料+扶養+地域+役職		4,600	1.35	—
日高川町	給料+扶養+役職	8,547	2.60	—	給料+扶養+役職		4,446	1.35	—
白浜町	給料+扶養+地域+役職	7,797	2.60	2.20	給料+扶養+地域+役職		4,575	1.35	1.75
上富田町	給料+扶養+役職	8,384	2.60	—	給料+扶養+役職		4,380	1.35	—
すさみ町	給料+扶養+役職	8,628	2.60	—	給料+扶養+役職		4,503	1.35	—
那智勝浦町	給料+扶養+地域+役職	8,737	2.60	—	給料+地域+役職	○	4,416	1.35	—
太地町	給料+扶養+役職	8,429	2.60	—	給料+役職	○	4,359	1.35	—
古座川町	給料+扶養+役職	7,926	2.60	—	給料+扶養+役職		4,595	1.35	—
北山村	給料+扶養+役職	7,870	2.60	2.20	給料+役職	○	5,155	1.35	1.75
串本町	給料+扶養+地域+役職	8,472	2.60	—	給料+扶養+地域+役職		4,390	1.35	—
町村計		8,517				11	4,485		
県計		9,224				15	4,821		

国：2.60 国：2.20

国：基礎額から
扶養手当除外

国：1.35 国：1.75

（注1） 1人当り平均支給額及び月数は、前年度の数値。

（注2） 勤勉手当の月数は、支給限度総額を算出するための支給月数を記入しています。

（注3） 特定幹部の支給月数を一般職員と区別していない場合は「—」を記入しています。

12 市町村長及び副市町村長の給与

(平成25年4月1日現在 百円・月額)

	市町村長	副市町村長	適用年月日			期末手当 (月)	役職加算等 (%)	地域手当 (%)	通勤手当	その他
			年	月	日					
和歌山市	10,300	8,200	4	10	1	2.95	45	3.0	○	
海南市	8,900	7,450	22	4	1	3.95	15			
橋本市	8,010	7,220	18	3	1	3.95	15			
有田市	8,100	6,800	4	4	1	3.85	15			
御坊市	7,800	6,800	16	7	1	3.90	15			
田辺市	8,300	7,000	17	5	1	3.90	15			
新宮市	7,000	5,940	18	10	1	2.95	40			
紀の川市	8,051	6,790	19	4	1	3.10	40		○	
岩出市	7,500	6,200	18	4	1	2.95	40		○	
市計	8,218	6,933				3.50	9	1	3	
紀美野町	6,700	5,800	18	1	1	2.95	35		○	
かつらぎ町	7,000	6,000	16	4	1	2.60	30		○	
九度山町	5,600	4,800	17	4	1	2.60	35			
高野町	6,300	5,400	17	4	1	2.60	25		○	寒冷地手当
湯浅町	6,500	5,600	19	1	1	2.60	35		○	
広川町	6,900	5,750	9	1	1	2.60	35			
有田川町	7,000	5,800	18	1	1	2.60	35		○	
美浜町	7,000	5,900	20	4	1	2.60	35			
日高町	6,750	5,580	17	4	1	2.60	35			
由良町	7,000	5,900	17	7	1	2.60	35			
印南町	7,200	5,900	18	4	1	2.60	43			
みなべ町	7,200	5,900	16	10	1	2.60	41			
日高川町	7,000	5,700	17	5	1	2.60	35		○	
白浜町	6,480	5,500	18	3	1	2.60	35		○	
上富田町	7,200	5,900	8	4	1	2.60	35			
すさみ町	5,200	4,630	19	10	1	2.60	35			
那智勝浦町	6,700	5,600	22	4	1	2.90	40			
太地町	4,575	3,918	18	4	1	—	—			
古座川町	5,770	5,010	17	4	1	2.90	35		○	
北山村	5,300	—	24	12	1	2.60	35			
串本町	5,312	4,480	17	7	1	2.60	35			
町村計	6,414	5,453				2.65	20	0	8	
県計	6,955	5,913				2.91	29	1	11	

(注1) 適用年月日は、市町村長の給料の適用年月日を表しています。

(注2) 減額措置を実施している場合は、減額前の数値

(注3) 通勤手当等の各種手当について、制度がある場合に「○」を表しています。

(注4) 役職加算等や各種手当の小計欄は団体数

13-1 市町村議員の報酬

(平成25年4月1日現在 百円・月額)

	定数	議長	副議長	議員	適用年月日			期末手当	役職加算等 (%)	地域手当 (%)	勤勉手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	その他
					年	月	日	計 (月)							
和歌山市	38	7,900	7,200	6,600	4	10	1	3.95	20						
海南市	22	5,400	4,800	4,400	21	4	1	3.95	15						
橋本市	22	5,200	4,700	4,400	18	3	1	3.95	15						
有田市	15	5,000	4,500	4,200	13	4	1	3.85	15						
御坊市	14	4,600	4,100	3,900	9	4	1	3.95	15						
田辺市	26	5,350	4,750	4,300	17	5	1	3.90	15						
新宮市	17	4,070	3,740	3,520	17	10	1	3.90	15						
紀の川市	24	4,600	4,100	3,700	17	11	7	3.10	15						
岩出市	16	4,400	3,900	3,600	23	10	1	3.95	15						
市計	194	5,169	4,643	4,291				3.83	9	0	0	0	0	0	
紀美野町	14	2,950	2,400	2,200	18	1	1	2.95	10						
かつらぎ町	14	2,800	2,350	2,150	18	7	27	2.60	10						
九度山町	12	2,700	2,200	2,000	8	4	1	1.90	10						
高野町	11	2,500	2,000	1,800	17	4	1	2.60	—						
湯浅町	10	2,800	2,350	2,200	12	12	1	2.60	10						
広川町	10	2,500	2,100	1,950	9	1	1	2.60	10						
有田川町	18	2,850	2,300	2,150	18	1	1	2.60	10						
美浜町	10	3,000	2,500	2,300	12	4	1	2.60	10						
日高町	11	2,900	2,400	2,200	19	4	1	2.60	10						
由良町	10	3,000	2,500	2,300	8	7	1	2.60	10						
印南町	12	3,000	2,400	2,300	8	4	1	2.60	18						
みなべ町	14	2,800	2,200	2,000	16	10	1	2.60	10						
日高川町	16	2,800	2,200	2,000	17	5	1	2.85	10						
白浜町	16	3,000	2,500	2,300	18	3	1	2.60	10						
上富田町	12	3,000	2,600	2,400	8	4	1	2.60	10						
すさみ町	10	2,800	2,200	2,000	6	4	1	2.60	10						
那智勝浦町	12	2,800	2,300	2,100	17	4	1	2.90	15						
太地町	10	2,850	2,280	2,050	8	4	1	—	—						
古座川町	10	2,550	1,950	1,750	15	4	1	2.60	10						
北山村	6	2,450	1,900	1,780	13	4	1	2.60	10						
串本町	18	2,700	2,150	2,000	17	4	1	2.60	10						
町村計	256	2,798	2,275	2,092				2.61	19	0	0	0	0	0	
県計	450	3,509	2,986	2,752				2.99	28	0	0	0	0	0	

(注1) 適用年月日は、議員の報酬の適用年月日を表しています。

(注2) 減額措置を実施している場合は、減額前の数値

(注3) 通勤手当等の各種手当について、制度がある場合に「○」を表しています。

(注4) 役職加算等や各種手当の小計欄は団体数

13-2 一部事務組合議員の報酬

(平成25年4月1日現在 円・月額)

	議員定数	議長	副議長	議員	適用年月日			参考	
					年	月	日	管理者	副管理者
和歌山県市町村総合事務組合	8	6,667	5,833	4,167	H22	3	1	8,333	6,667
国民健康保険野上厚生病院組合	10	8,000	7,000	6,000	S28	4	1	13,333	12,500
那賀児童福祉施設組合	6	2,500	2,083	1,667	H17	11	7	4,167	2,500
那賀老人福祉施設組合	6	2,500	2,083	1,667	H17	11	7	4,167	2,500
公立那賀病院経営事務組合	6	2,500	2,084	1,667	H18	4	1	4,167	2,500
那賀衛生環境整備組合	6	2,500	2,083	1,667	H17	11	7	4,167	2,500
橋本伊都衛生施設組合	10	3,333	2,917	2,500	H18	4	1	6,667	5,000
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	4	4,167	3,750	3,333	S59	3	7	6,667	5,000
有田衛生施設事務組合	6	3,583	3,333	3,167	S57	3	28	4,583	3,167
有田聖苑事務組合	6	2,917	2,917	2,917	H2	4	1	5,833	4,167
御坊市日高川町中学校組合	8	4,166	3,583	3,333	H23	4	1	6,666	4,166
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	13	10,833	9,167	8,333	H17	5	1	16,666	13,333
御坊日高老人福祉施設事務組合	15	7,500	6,667	6,250	H13	4	1	9,167	7,500
公立紀南病院組合	14	6,667	5,833	5,000	H22	4	1	15,000	530,000
紀南地方老人福祉施設組合	5	417	333	250	S45	6	2	1,250	1,250
串本町古座川町衛生施設事務組合	9	10,000※	10,000※	10,000※	H21	5	22	0	0
大辺路衛生施設組合	6	2,500	2,500	2,500	S56	4	1	0	0
紀南学園事務組合	7	1,000※	1,000※	1,000※	H23	4	1	1,000※	1,000※
紀南環境衛生施設事務組合	13	3,167	2,500	2,167	H14	4	1	3,167	2,167
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	6	500	250	208	S43	9	4	2,083	1,667
那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	10	3,000	2,500	2,000	S56	4	1	3,000	2,500
紀南地方児童福祉施設組合	5	3,000	0	2,000	S45	6	2	3,000	2,000
新宮周辺広域市町村圏事務組合	12	1,000※	1,000※	1,000※	H17	12	12	1,000※	1,000※
御坊広域行政事務組合	13	8,333	7,500	6,666	H12	10	1	15,000	11,666
田辺周辺広域市町村圏組合	15	1,250	1,000	750	H4	4	1	1,500	1,250
上大中清掃施設組合	8	1,000	833	667	H19	4	1	1,167	1,000
海南海草老人福祉施設事務組合	8	3,750	2,500	2,083	H11	3	30	5,000	3,750
有田郡老人福祉施設事務組合	9	3,167	2,917	2,750	S52	2	28	4,083	2,075
那賀消防組合	6	2,500	2,083	1,667	H17	11	7	4,167	2,500
有田周辺広域圏事務組合	12	3,833	3,583	3,333	S51	6	11	5,417	4,833
田辺市周辺衛生施設組合	9	1,250	1,000	750	H4	4	1	1,500	1,250
伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	4	4,167	3,750	3,333	H4	4	1	6,667	5,000
富田川衛生施設組合	12	1,667	1,500	1,250	H14	4	1	1,667	1,500
海南海草環境衛生施設組合	10	4,167	2,917	2,083	H6	4	1	5,000	4,167
伊都消防組合	9	4,167	3,750	3,333	H4	4	1	8,333	6,666
湯浅広川消防組合	8	3,167	2,917	2,750	H21	4	1	4,083	3,750
五色台広域施設組合	14	4,166	2,916	2,083	H23	3	31	5,000	4,166
日高広域消防事務組合	18	7,500	6,667	6,250	H13	4	1	9,167	7,500
橋本周辺広域市町村圏組合	11	4,167	3,750	3,333	H11	3	28	8,333	6,667
一部事務組合計	357	3,863	3,308	2,971				5,389	17,457

※ 議会出席1回における報酬

14 教育長の給与

(平成25年4月1日現在 百円・月額)

	給料	適用年月日			期末手当 (月)	役職加算等 (%)	地域手当 (%)	勤勉手当 (月)	扶養手当	住居手当	通勤手当	その他
		年	月	日								
和歌山市	6,900	4	10	1	2.95	45	3.0				○	
海南市	6,500	22	4	1	3.95	15						
橋本市	6,460	18	3	1	3.95	15						
有田市	5,900	4	4	1	2.60	15		1.25				
御坊市	6,000	16	7	1	2.60	15		1.35				
田辺市	6,300	17	5	1	3.90	15						
新宮市	5,350	18	10	1	2.95	40						
紀の川市	6,111	19	4	1	3.10	40					○	
岩出市	5,600	18	4	1	2.95	40					○	
市計	6,125				3.22	9	1	2	0	0	3	
紀美野町	5,400	18	1	1	2.95	35					○	
かつらぎ町	5,500	16	4	1	2.60	30					○	
九度山町	4,400	17	4	1	2.60	35						
高野町	4,950	17	4	1	2.60	25					○	寒冷地手当
湯浅町	5,200	19	1	1	2.60	35					○	
広川町	5,500	9	1	1	2.60	35					○	
有田川町	5,000	18	1	1	2.60	10		1.35	○		○	
美浜町	5,300	20	4	1	2.60	35						
日高町	5,000	17	4	1	2.60	35						
由良町	5,300	17	7	1	2.60	35						
印南町	5,300	18	4	1	2.60	43						
みなべ町	5,300	16	10	1	2.60	41						
日高川町	5,200	17	5	1	2.60	35					○	
白浜町	5,250	18	3	1	2.60	35					○	
上富田町	5,400	8	4	1	2.60	35						
すさみ町	4,270	17	4	1	2.60	35						
那智勝浦町	5,000	22	4	1	2.90	40						
太地町	2,000	16	10	1	—	—						
古座川町	4,660	17	4	1	2.90	35					○	
北山村	5,050	12	4	1	3.05	35						
串本町	4,040	20	4	1	2.60	35						
町村計	4,906				2.67	20	0	1	1	0	9	
県計	5,271				2.84	29	1	3	1	0	12	

- (注1) 適用年月日は、教育長の給料の適用年月日を表しています。
- (注2) 減額措置を実施している場合は、減額前の数値
- (注3) 通勤手当等の各種手当について、制度がある場合に「○」を表しています。
- (注4) 役職加算等や各種手当の計欄は団体数

15 事由別退職者数及び1人当たり平均退職手当額（一般職員）

（平成24年4月1日～平成25年3月31日 単位：人、千円）

	退職者数合計	退職手当が支給された者										退職手当が支給されない者			
		支給人員総数	退職手当総額	自己都合等 準則第3条適用		11年以上25年未満 勤続後定年退職等 準則第4条適用		25年以上勤続 定年・整理退職等 準則第5条適用		S37年改正附則 第5項適用		支給制限 規定該当者	在職期間 6月未満の者	在職期間 通算による者	
				支給人員	1人当たり 手当額	支給人員	1人当たり 手当額	支給人員	1人当たり 手当額	支給人員	1人当たり 手当額				
和歌山市	118	109	*	15	3,295	2	*	92	26,232	0	0	9	0	0	9
海南市	47	39	*	19	3,001	1	*	19	24,843	0	0	8	0	4	4
橋本市	63	55	1,012,044	17	3,641	3	15,103	35	25,853	0	0	8	0	1	7
有田市	33	28	475,855	8	2,135	0	0	20	22,939	0	0	5	0	0	5
御坊市	18	17	*	2	*	0	0	15	26,777	0	0	1	0	0	1
田辺市	28	26	*	0	0	1	*	25	26,537	0	0	2	0	1	1
新宮市	43	31	*	13	2,048	2	*	16	26,389	0	0	12	0	0	12
紀の川市	26	26	*	2	*	3	10,580	21	26,639	0	0	0	0	0	0
岩出市	14	9	158,603	2	*	1	*	6	24,410	0	0	5	0	0	5
市計	390	340	6,865,201	78	3,324	13	12,596	249	25,872	0	0	50	0	6	44
紀美野町	8	7	*	1	*	0	0	6	22,915	0	0	1	0	0	1
かつらぎ町	10	10	*	2	*	0	0	8	26,045	0	0	0	0	0	0
九度山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高野町	13	11	*	10	6,258	0	0	1	*	0	0	2	0	1	1
湯浅町	10	9	*	1	*	0	0	8	23,575	0	0	1	0	0	1
広川町	4	4	96,365	0	0	0	0	4	24,091	0	0	0	0	0	0
有田川町	19	17	*	1	*	0	0	16	25,067	0	0	2	0	0	2
美浜町	6	6	*	2	*	0	0	4	25,253	0	0	0	0	0	0
日高町	1	1	*	0	0	0	0	1	*	0	0	0	0	0	0
由良町	3	3	51,976	1	*	0	0	2	*	0	0	0	0	0	0
印南町	4	4	*	1	*	0	0	3	25,427	0	0	0	0	0	0
みなべ町	10	10	235,301	0	0	0	0	10	23,530	0	0	0	0	0	0
日高川町	7	6	*	1	*	0	0	5	23,550	0	0	1	0	0	1
白浜町	19	18	339,783	8	10,707	0	0	10	25,413	0	0	1	0	0	1
上富田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すさみ町	8	5	*	2	*	0	0	3	19,121	0	0	3	0	0	3
那智勝浦町	38	35	*	12	6,701	1	*	22	25,712	0	0	3	0	0	3
太地町	1	1	*	0	0	0	0	1	*	0	0	0	0	0	0
古座川町	5	5	*	2	*	0	0	3	25,560	0	0	0	0	0	0
北山村	1	1	*	0	0	0	0	1	*	0	0	0	0	0	0
串本町	47	37	*	20	1,217	2	*	15	23,985	0	0	10	0	7	3
町村計	214	190	3,384,134	64	5,354	3	10,592	123	24,469	0	0	24	0	8	16
県計	604	530	10,249,335	142	4,239	16	12,220	372	25,408	0	0	74	0	14	60

個人情報保護の観点から、支給人員が3人未満の手当額については、アスタリスク（）としています。

16-1 給与減額支給措置の状況（一般職（教育長除く））

平成25年7月1日現在

団体名	ラスパイル レス指数 (H24.4.1)	実施状況			ラスパイル レス指数 (H25年7 月時点)	実施内容（一般行政職）						その他職種の実施状況				
		現時点 で国と 同等の 給与水 準抑制 済	国の要 請等を 踏まえ た減額 を実施	給与減 額を未 実施		給 料 国：1～2級▲4.77% 3～6級▲6.77% 7～10級▲9.77%（指定職含む）	期末勤勉手当 国：一律9.77%	管理職手当 国：一律10%	地域手当 国：基礎となる 給料減額の 反映	時間外手当 国：基礎となる 給料減額の 反映	減額期間		技能 労務 職	教育 職	消防 職	公営 企業 職
											始期	終期				
和歌山市	108.0		○		103.6	管理職の職員▲5% 管理職以外の職員▲3%	—	—	—	—	250701	260331	○	○	○	○
海 南 市	105.5		○		100.0	1～3級▲2%、4級▲5% 5～7級▲7%	一律▲2%	一律▲10%	/	○	250701	260331	○	○	○	○
橋 本 市	106.5		○		101.2	1～3級▲3%、4級▲5% 5級▲6%、6～7級▲7%	一律▲3.1%	一律▲10%	○	○	250701	260331	○	○	○	○
有 田 市	107.3		○		102.4	一般職▲3% 管理職▲6%	—	一律▲5%	/	○	250701	260331	○	○	○	○
御 坊 市	105.9		○		100.1	1～3級▲3.5%、4、5級▲6% 6、7級▲7%	一律▲3%	一律▲3%	/	○	250701	260331	○	○	○	○
田 辺 市	108.1		○		102.1	1、2級▲3%、3～5級▲5% 6級▲6%、7級▲7%	一律▲2.9%	（減額不要）	/	○	250701	260331	○	○	○	○
新 宮 市	105.9		○		99.8	1、2級▲3%、3級▲4% 4～6級▲5%、7級▲6%	一律▲3%	一律▲7.5%	/	○	250701	260331	○	○	○	○
紀 の 川 市	105.9		○		101.8	1級▲1%、2級▲2%、3級▲ 3%、4級▲4%、5級▲5%、6級 ▲6%、7級▲7%	（減額不要）	一律▲5%	/	○	250701	260331	○	○	/	○
岩 出 市	104.1		○		100.8	1～4級▲3.8% 5～7級▲4%	（減額不要）	基礎となる給 料減額を反映	/	○	250701	260331	○	○	/	○
市 計	107.0	0	9	0	102.1	9	5	7	1	8			9	9	7	9
紀 美 野 町	97.4	○			97.6											
かつらぎ町	102.4			○	103.2	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	—
九 度 山 町	101.4			○	100.6	—	—	—	/	—	—	—	/	—	/	/
高 野 町	97.5	○			96.1											
湯 浅 町	98.7		○		96.2	一律▲3%	一律▲3%	一律▲10%	/	○	250701	280630	○	○	/	○
広 川 町	103.1		○		100.6	1級～4級▲3% 5級、6級▲3.5%	—	（減額不要）	/	—	250701	260331	/	○	/	○
有 田 川 町	103.7		○		101.9	1～4級▲1% 5～6級▲3.7%	—	—	/	—	250701	260331	○	○	○	○
美 浜 町	103.0			○	104.1	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	—
日 高 町	104.0		○		100.1	一律▲2.41%	一律▲1.9%	（減額不要）	/	○	250701	260331	○	○	/	○
由 良 町	100.1		○		100.0	一律▲300円	（減額不要）	（減額不要）	/	—	250701	260331	○	○	/	○
印 南 町	97.4	○			98.9											
み な べ 町	99.5	○			99.6											
日 高 川 町	97.1	○			98.0											
白 浜 町	105.2		○		101.0	一般職 1～2級▲4%、3級 ▲4.75%、4級▲5% 管理職 4～6級▲6.4%	—	基礎となる給 料減額を反映	○	○	250701	260331	/	○	○	○
上 富 田 町	103.6		○		98.8	一律▲3.6%	—	（減額不要）	/	○	250701	260331	/	○	/	○
す さ み 町	102.1		○		100.1	一律 ▲2.1%	基礎となる給 料減額を反映	（減額不要）	○	○	250701	260331	○	/	/	○
那 智 勝 浦 町	106.1		○		100.1	1、2級▲4% 3、4級▲5% 5、6級▲6%	—	▲40% 基礎となる給 料減額を反映	○	○	250701	260331	○	○	○	○
太 地 町	98.9	○			99.1											
古 座 川 町	101.5		○		100.3	1～5級▲1.55%	（減額不要）	（減額不要）	/	—	250701	260331	/	○	/	○
北 山 村	100.9		○		97.8	一律▲1%	（減額不要）	基礎となる給 料減額を反映	/	○	250701	260331	/	/	/	/
串 本 町	101.1		○		100.9	一律▲1.1%	（減額不要）	（減額不要）	/	—	250701	260331	○	○	○	○
町 村 計	101.4	6	12	3	100.0	12	3	4	3	7			7	10	4	11
計		6	21	3		21	8	11	4	15			16	19	11	20

※平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう総務大臣から要請があり、本表は当該要請に対する実施状況を記載しています。

※「現時点で国と同等の給与水準抑制済」とは、取組時点で国の特例減額と同等の給与水準の抑制がされていることから新たな取組は不要と判断した場合です。該当団体の「実施内容」欄以降は網掛けとしています。

※「実施内容」欄において、「減額未実施」の項目は、「—」を記入しています。「期末勤勉手当」と「管理職手当」欄において「（減額不要）」とは、国の特例減額と同等の支給水準の抑制がされていることから新たな取組は不要と判断した場合です。「地域手当」と「時間外勤務手当」欄において国と同様の減額を実施している場合は「○」を、当該手当を支給していない場合は斜線を記入しています。

※各「ラスパイル指数」欄の市計、町村計は、平均値を記入しています。「実施状況」、「実施内容」及び「その他職種の実施状況」欄の各計は、団体数を記入しています。

16-2 給与減額支給措置の状況（特別職）

平成25年7月1日現在

団体名	市町村長								副市町村長							
	実施状況					実施内容			実施状況					実施内容		
	実施	国の要請等を踏まえ実施	従前より減額を実施	うち更に減額率を見直し実施	未実施	給与	期末手当	地域手当	実施	国の要請等を踏まえ実施	従前より減額を実施	うち更に減額率を見直し実施	未実施	給与	期末手当	地域手当
和歌山市	○	○				▲10%	-	-	○	○				▲10%	-	-
海南市	○	○				▲10%	▲10%	/	○	○				▲10%	▲10%	/
橋本市	○	○				▲10%	▲10%	/	○	○				▲10%	▲10%	/
有田市	○		○			▲15% (▲121,500円)	基礎となる給料減額の反映	/	○		○			▲12.5% (▲85,000円)	基礎となる給料減額の反映	/
御坊市	○		○	○		▲10.25% (▲70,000円)	▲10%	/	○	○				▲10.0% (▲68,000円)	▲10%	/
田辺市	○	○				▲10%	▲10%	/	○	○				▲10%	▲10%	/
新宮市	○	○				▲10%	▲10%	/	○	○				▲10%	▲10%	/
紀の川市	○	○				▲10%	-	/	○	○				▲10%	-	/
岩出市	○	○				▲10%	-	/	○	○				▲10%	-	/
市計	9	7	2	1	0	9	6	0	9	8	1	0	0	9	6	0
紀美野町	○		○			▲4.5% (▲30,000円)	基礎となる給料減額の反映	/	○		○			▲3.5% (▲20,000円)	基礎となる給料減額の反映	/
かつらぎ町	○		○			▲10%	-	/	○		○			▲10%	-	/
九度山町					○	-	-	/					○	-	-	/
高野町					○	-	-	/					○	-	-	/
湯浅町	○	○				▲7%	基礎となる給料の減額を反映	/	○	○				▲5%	基礎となる給料の減額を反映	/
広川町	○		○			▲10.1% (▲70,000円)	基礎となる給料の減額を反映	/	○		○			▲9.6% (▲55,000円)	基礎となる給料の減額を反映	/
有田川町	○		○			▲5% (▲35,000円)	基礎となる給料減額を反映	/	○		○			▲2.6% (▲15,000円)	基礎となる給料減額を反映	/
美浜町	○		○			▲10%	基礎となる給料減額の反映	/					○	-	-	/
日高町	○	○				▲2.41%	▲1.9%	/	○	○				▲2.41%	▲1.9%	/
由良町					○	-	-	/					○	-	-	/
印南町	○		○			▲10%	基礎となる給料減額の反映	/					○	-	-	/
みなべ町					○	-	-	/					○	-	-	/
日高川町					○	-	-	/					○	-	-	/
白浜町	○	○				▲10%	-	/	○	○				▲8%	-	/
上富田町	○		○	○		▲13.6%	▲10%	/	○		○	○		▲13.6%	▲10%	/
すさみ町					○	-	-	/					○	-	-	/
那智勝浦町	○		○	○		▲32.7%	-	/	○		○	○		▲22.4%	-	/
太地町					○	-	-	/					○	-	-	/
古座川町	○	○				▲1.55%	-	/	○	○				▲1.55%	-	/
北山村	○	○				▲2%	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/
串本町					○	-	-	/					○	-	-	/
町村計	13	5	8	2	8	13	8	0	10	4	6	2	10	10	6	0
計	22	12	10	3	8	22	14	0	19	12	7	2	10	19	12	0

※ 本表は特別職における国の減額要請に対する実施状況（独自の減額措置を含む。）について記載しています。

※ 国における主な特別職の減額措置は、俸給月額等については、内閣総理大臣▲30%、国務大臣クラス及び副大臣クラス▲20%、大臣政務官クラス等▲10%となっており、期末手当については、内閣総理大臣、国務大臣及び副大臣クラスは、俸給月額等と同じ支給減額率、その他の特別職▲9.77%となっています。

※ 各「実施内容」欄において、減額未実施の項目は、「-」を記入しています。「地域手当」欄において手当を支給していない場合は、斜線を記入しています。

※ 「副市町村長」欄において、北山村については、副市長に対する支給規定がないため、斜線を記入しています。

※ 実施状況及び実施内容欄の計は、団体数を記入しています。

17 勤務成績の評定の実施状況（平成24年度）

	勤務評定	勤務評定結果を昇給判定へ反映	勤務評定結果を勤勉手当成績率に反映
和歌山市	実施	実施	
海南市	実施	実施	実施
橋本市	実施		実施
有田市	実施	実施	実施
御坊市	実施		
田辺市	実施		実施
新宮市	実施		
紀の川市			
岩出市	実施		実施
紀美野町	実施	実施	
かつらぎ町	実施	実施	
九度山町			
高野町	実施		
湯浅町	実施		
広川町	実施	実施	
有田川町	実施		
美浜町	実施	実施	実施
日高町	実施	実施	実施
由良町	実施	実施	実施
印南町	実施		
みなべ町			
日高川町			
白浜町	実施	実施	
上富田町	実施		
すさみ町	実施		
那智勝浦町			
太地町			
古座川町			
北山村			
串本町	実施		
市町村計	22	10	8
県内市町村実施率	73.3%	33.3%	26.7%

※標記データについては、平成25年度勤務成績の評定の実施状況等調査結果によるものです。